

令和 8 年 度
第 2 回
徳 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

日 時 令和 8 年 7 月 27 日（月）午前 9 時 30 分～

場 所 パークウエストン ホテル

徳島市南前川町 3 丁目 1-22

徳 島 労 働 局

次 第

- 1 徳島県最低賃金改正決定に係る意見聴取等について
- 2 専門部会委員の紹介について
- 3 今後の審議に係る関係資料について
- 4 その他

第2回 徳島地方最低賃金審議会 資料目次

資料番号・資料名	頁
No.1 第55期徳島地方最低賃金審議会委員名簿	1
No.2 令和8年度徳島県最低賃金専門部会委員名簿	2
No.3 令和8年度特定最低賃金専門部会委員名簿	3
No.4 主要統計資料	4
No.5 徳島県内における賃金指数の推移	22
No.6 徳島県（徳島市内）の消費者物価指数と対前年上昇率の推移	23
No.7 徳島県内の勤労世帯における消費支出推移	24
No.8 日銀短観からみる徳島県内企業の業況判断推移	25
No.9 徳島県下の倒産件数・負債総額の推移	26
No.10 最低賃金発効日に係るヒアリング調査結果	28
No.11 要請書（全労連四国地区協議会）	30
No.12 要請書（JAL 不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会）	32
No.13 会長声明（徳島弁護士会）	33
No.14 要望書（徳島県中小企業家同友会）	38
No.15 意見書（徳島県労働組合総連合）	43
No.16 意見書（最賃問題を考える徳島懇談会）	49
No.17 意見書（徳島県商工団体連合会）	53
No.17 委員提出資料（労側委員）	56

第55期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年4月1日

徳島労働局

区分	氏 名 (50音順)	現 職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学 デジタル創生学部/教授
	たけはら だいすけ 竹原 大輔	弁護士
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学 人と地域共創センター/教授
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	U Aゼンセン徳島県支部次長
	なかがわ たかふみ 中川 孝文	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長 (※1)
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合副執行委員長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	よこい まい 横井 麻衣	パナソニックエナジー労働組合あわ支部書記長
使用者代表	あいはら りつこ 藍原 理津子	株式会社ネオビエント代表取締役会長
	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所取締役
	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和7年4月1日

(※1) 前任委員辞任により令和8年4月1日付け就任

令和8年度徳島地方最低賃金審議会
徳島県最低賃金専門部会委員名簿

徳島労働局

区分	氏 名 (50音字順)	現 職
公益代表	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター教授
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	U A ゼンセン徳島県支部次長
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合副執行委員長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和8年7月14日

(各側 五十音順)

令和8年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

区分	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏 名	現 職	氏 名	現 職
公益代表	たけはら だいすけ 竹 原 大 輔	弁護士	◎ いなくら のりこ ◎ 稲 倉 典 子	四国大学デジタル創生学部教授
	◎ む や よし たか 撫 養 佳 孝	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	たけはら だいすけ 竹 原 大 輔	弁護士
	○ よねざわ かず み 米 澤 和 美	徳島県社会保険労務士会 顧問	○ だん の さと こ 段 野 聡 子	徳島大学人と地域共創センター教授
労働者代表	つじ やすはる 辻 康 晴	JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合 執行委員長	き ど けいいちろう 木 戸 敬 一 朗	(株)大真空労働組合 徳島支部 副支部長
	とくなが あきひろ 徳 永 晶 弘	ジェイテクト労働組合徳島支部 支部長	や とう とし ひろ 矢 藤 寿 浩	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
	み き ゆうこ 三 木 裕 子	全国一般徳島地方労働組合 副執行委員長	よ こ い ま い 横 井 麻 衣	パナソニックエナジー労働組合 あわ支部副執行委員長
使用者代表	あまの た え こ 天 野 多 栄 子	有限会社天野鉄工所 取締役	く め ともゆき 久 米 智 之	株式会社NDK 代表取締役
	もり まこと 森 誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	こうのいけ よしかつ 鴻 池 義 勝	山菱電機株式会社 管理グループ部長
	わたなべ とし え 渡 辺 敏 江	西精工株式会社 総務部総務課労務係長	こ とう か ん じ 五 島 寛 治	有限会社ファイブセキュリティシステム 代表取締役
任命年月日		令和8年7月23日		

備考：◎部会長 ○部会長代理

主要統計資料

目次

1 総合指数	1
2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの	
① 1人当たり県民所得	2
② 4人世帯の標準生計費月額	3
③ 新規学卒者（高卒）の所定内給与額【男性】（産業計、企業規模10人以上）	4
④ 新規学卒者（高卒）の所定内給与額【女性】（産業計、企業規模10人以上）	5
⑤ 有効求人倍率	6
⑥ 失業率	7
⑦ 定期給与	8
⑧ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	9
⑨ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	10
⑩ 消費者物価地域差指数（都道府県下全域）	11
⑪ 1月あたりの消費支出額（総世帯）	12
⑫ 1月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）	13
3 その他資料	
① 都道府県別労働生産性（内閣府「県民経済計算」）※昨年提出したものを更新	14
② 都道府県別労働生産性（経済産業省「企業活動基本調査」）	15
③ 都道府県別労働生産性（総務省「個人企業経済調査結果」）	16
④ 労務費転嫁交渉指針の都道府県別認知度	17

1 総合指数

※「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）において、各都道府県の経済実態とみなしてA～Cのランクへの振り分けを行うために用いられた数値。

順位	都道府県	総合指数（東京:100）	R7最賃額（円）	ランク
1	東京	100.0	1,226	A
2	神奈川	89.2	1,225	A
3	大阪	86.6	1,177	A
4	愛知	86.4	1,140	A
5	千葉	83.7	1,140	A
6	兵庫	82.1	1,116	B
7	埼玉	81.7	1,141	A
8	京都	81.2	1,122	B
9	茨城	80.7	1,074	B
10	富山	80.5	1,062	B
11	静岡	80.5	1,097	B
12	広島	80.3	1,085	B
13	滋賀	80.2	1,080	B
14	栃木	79.6	1,068	B
15	群馬	79.4	1,063	B
16	宮城	78.9	1,038	B
17	山梨	78.6	1,052	B
17	三重	78.6	1,087	B
19	石川	78.4	1,054	B
19	福岡	78.4	1,057	B
21	香川	78.1	1,036	B
22	岡山	77.4	1,047	B
23	福井	77.3	1,053	B
24	奈良	76.9	1,051	B
24	山口	76.9	1,043	B
26	北海道	76.8	1,075	B
26	長野	76.8	1,061	B
28	岐阜	76.1	1,065	B
29	徳島	75.4	1,046	B
30	福島	74.6	1,033	B
31	新潟	74.3	1,050	B
32	和歌山	74.0	1,045	B
33	愛媛	73.4	1,033	B
34	島根	73.0	1,033	B
35	大分	72.4	1,035	C
36	熊本	72.2	1,034	C
37	山形	72.0	1,032	C
38	佐賀	71.6	1,030	C
39	長崎	71.5	1,031	C
40	岩手	71.4	1,031	C
41	高知	71.1	1,023	C
42	鳥取	71.0	1,030	C
43	秋田	69.7	1,031	C
44	鹿児島	69.6	1,026	C
45	宮崎	69.2	1,023	C
46	青森	69.0	1,029	C
47	沖縄	68.5	1,023	C

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

① 1人当たり県民所得（内閣府「県民経済計算」2022年度）

（参考）2021年度			2022年度（令和4年度）					
順位	都道府県	指数 （東京:100）	順位	都道府県	1人当たり県民所得 （千円）	指数 （東京:100）	R7最賃額（円）	ランク
1	東京	100.0	1	東京	6,037	100.0	1,226	A
2	愛知	62.4	2	愛知	3,819	63.3	1,140	A
3	茨城	59.7	3	茨城	3,481	57.7	1,074	B
4	静岡	57.5	4	静岡	3,478	57.6	1,097	B
5	栃木	57.4	5	群馬	3,467	57.4	1,063	B
6	富山	57.1	6	栃木	3,435	56.9	1,068	B
7	福井	56.6	7	和歌山	3,375	55.9	1,045	B
8	山梨	56.3	8	山梨	3,362	55.7	1,052	B
9	徳島	55.6	9	富山	3,347	55.4	1,062	B
10	神奈川	55.5	10	滋賀	3,292	54.5	1,080	B
11	群馬	55.3	11	広島	3,275	54.2	1,085	B
12	広島	55.2	12	大阪	3,257	54.0	1,177	A
13	滋賀	54.9	13	三重	3,227	53.5	1,087	B
14	三重	54.0	14	岐阜	3,192	52.9	1,065	B
15	岐阜	53.7	15	神奈川	3,180	52.7	1,225	A
16	和歌山	53.5	16	徳島	3,170	52.5	1,046	B
17	千葉	53.1	17	千葉	3,163	52.4	1,140	A
18	大阪	53.0	18	兵庫	3,150	52.2	1,116	B
19	埼玉	52.9	19	埼玉	3,138	52.0	1,141	A
20	京都	52.5	20	京都	3,129	51.8	1,122	B
21	兵庫	52.0	21	長野	3,108	51.5	1,061	B
22	石川	51.4	22	福井	3,095	51.3	1,053	B
23	山口	51.4	23	山口	3,068	50.8	1,043	B
24	長野	51.2	24	島根	3,031	50.2	1,033	B
25	福島	50.7	25	香川	3,005	49.8	1,036	B
26	新潟	50.7	26	山形	2,994	49.6	1,032	C
27	島根	50.5	27	石川	2,977	49.3	1,054	B
28	宮城	49.7	28	新潟	2,934	48.6	1,050	B
29	山形	49.7	29	福島	2,899	48.0	1,033	B
30	青森	49.6	30	佐賀	2,892	47.9	1,030	C
31	香川	49.5	31	北海道	2,891	47.9	1,075	B
32	北海道	48.8	32	宮城	2,871	47.6	1,038	B
33	大分	48.1	32	大分	2,871	47.6	1,035	C
34	熊本	47.7	34	熊本	2,857	47.3	1,034	C
35	佐賀	47.6	35	福岡	2,813	46.6	1,057	B
36	岡山	47.6	36	秋田	2,769	45.9	1,031	C
37	福岡	47.4	37	愛媛	2,764	45.8	1,033	B
38	秋田	46.7	38	奈良	2,757	45.7	1,051	B
39	岩手	46.6	39	鹿児島	2,722	45.1	1,026	C
40	愛媛	46.3	40	岩手	2,709	44.9	1,031	C
41	高知	46.1	41	青森	2,704	44.8	1,029	C
42	鹿児島	45.2	42	高知	2,703	44.8	1,023	C
43	長崎	44.6	43	長崎	2,570	42.6	1,031	C
44	奈良	44.2	44	岡山	2,553	42.3	1,047	B
45	鳥取	43.5	45	鳥取	2,491	41.3	1,030	C
46	宮崎	41.8	46	宮崎	2,453	40.6	1,023	C
47	沖縄	39.2	47	沖縄	2,249	37.3	1,023	C

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

② 4人世帯の標準生計費 月額（都道府県人事委員会「給与勧告」（参考資料）2025年4月）

（参考）2024年4月			2025年4月（令和7年4月）					
順位	都道府県	指数 （東京:100）	順位	都道府県	標準生計費（円）	指数 （東京:100）	R7最賃額（円）	ランク
1	埼玉	102.6	1	埼玉	259,790	108.0	1,141	A
2	東京	100.0	2	奈良	256,660	106.7	1,051	B
3	滋賀	99.4	3	愛知	254,660	105.9	1,140	A
4	群馬	98.6	4	千葉	251,010	104.3	1,140	A
5	熊本	96.6	5	神奈川	246,290	102.4	1,225	A
6	神奈川	95.4	6	鹿児島	245,720	102.1	1,026	C
7	京都	89.4	7	東京	240,580	100.0	1,226	A
8	富山	87.9	8	熊本	239,245	99.4	1,034	C
9	長崎	87.2	9	静岡	238,574	99.2	1,097	B
10	北海道	85.4	10	山口	238,269	99.0	1,043	B
11	広島	85.4	11	愛媛	237,400	98.7	1,033	B
12	新潟	85.3	12	富山	235,286	97.8	1,062	B
13	石川	84.7	13	山形	230,980	96.0	1,032	C
14	千葉	84.0	14	福島	228,180	94.8	1,033	B
15	福岡	83.0	15	滋賀	226,160	94.0	1,080	B
16	徳島	81.1	16	広島	224,176	93.2	1,085	B
17	愛知	81.1	17	秋田	223,533	92.9	1,031	C
18	岡山	81.1	18	佐賀	222,860	92.6	1,030	C
19	香川	80.8	19	大阪	219,890	91.4	1,177	A
20	高知	80.6	20	群馬	219,660	91.3	1,063	B
21	島根	80.3	21	長崎	219,200	91.1	1,031	C
22	岐阜	79.9	22	長野	218,860	91.0	1,061	B
23	静岡	79.7	23	岡山	217,550	90.4	1,047	B
24	山梨	79.6	24	岐阜	216,760	90.1	1,065	B
25	沖縄	79.4	25	鳥取	208,920	86.8	1,030	C
26	大分	79.0	26	北海道	206,990	86.0	1,075	B
27	宮城	79.0	27	岩手	206,920	86.0	1,031	C
28	佐賀	79.0	28	栃木	205,691	85.5	1,068	B
29	山形	78.9	29	高知	204,850	85.1	1,023	C
30	福島	77.2	30	三重	204,730	85.1	1,087	B
31	鳥取	77.2	31	島根	204,130	84.8	1,033	B
32	長野	77.1	32	福岡	204,100	84.8	1,057	B
33	奈良	76.4	33	茨城	204,005	84.8	1,074	B
34	大阪	75.3	34	福井	203,910	84.8	1,053	B
35	栃木	74.5	35	徳島	202,580	84.2	1,046	B
36	宮崎	74.4	36	新潟	201,530	83.8	1,050	B
37	茨城	74.0	37	香川	201,063	83.6	1,036	B
38	山口	74.0	38	兵庫	200,500	83.3	1,116	B
39	兵庫	70.9	39	沖縄	196,710	81.8	1,023	C
40	福井	70.7	40	京都	195,930	81.4	1,122	B
41	秋田	70.0	41	宮城	180,958	75.2	1,038	B
42	青森	69.4	42	宮崎	180,840	75.2	1,023	C
43	岩手	66.4	43	和歌山	178,896	74.4	1,045	B
44	和歌山	65.7	44	青森	175,280	72.9	1,029	C
45	三重	65.1	45	山梨	173,780	72.2	1,052	B
46	鹿児島	64.8	46	石川	172,270	71.6	1,054	B
47	愛媛	62.1	47	大分	166,720	69.3	1,035	C

2「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

③ 新規学卒者（高卒）の所定内給与額【男性】（産業計、企業規模10人以上）

（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2025年）

（参考）2024年			2025年（令和7年）					
順位	都道府県	指数 （東京:100）	順位	都道府県	所定内給与額 （千円）	指数 （東京:100）	R7最賃額（円）	ランク
1	大阪	102.1	1	福井	228.0	101.2	1,053	B
2	香川	101.2	2	東京	225.2	100.0	1,226	A
3	愛知	100.9	3	福岡	219.8	97.6	1,057	B
4	東京	100.0	4	千葉	219.6	97.5	1,140	A
5	群馬	99.9	5	兵庫	219.0	97.2	1,116	B
6	神奈川	99.5	6	大阪	217.9	96.8	1,177	A
7	和歌山	99.0	7	奈良	217.9	96.8	1,051	B
8	静岡	97.8	8	神奈川	217.0	96.4	1,225	A
9	埼玉	97.5	9	京都	216.0	95.9	1,122	B
10	兵庫	97.2	10	滋賀	215.0	95.5	1,080	B
11	滋賀	96.8	11	石川	213.8	94.9	1,054	B
12	茨城	96.1	12	岐阜	212.6	94.4	1,065	B
13	大分	95.9	13	群馬	212.1	94.2	1,063	B
14	山口	95.8	14	栃木	211.9	94.1	1,068	B
15	千葉	95.6	15	岡山	211.6	94.0	1,047	B
16	栃木	95.3	16	山口	211.4	93.9	1,043	B
17	京都	94.9	17	富山	210.9	93.7	1,062	B
18	山梨	94.4	18	愛知	210.6	93.5	1,140	A
19	石川	93.7	19	埼玉	210.4	93.4	1,141	A
20	徳島	93.5	20	静岡	210.2	93.3	1,097	B
21	岡山	93.2	21	広島	209.5	93.0	1,085	B
22	宮城	93.0	22	香川	209.4	93.0	1,036	B
22	岐阜	93.0	23	佐賀	209.0	92.8	1,030	C
24	北海道	92.8	24	宮城	208.6	92.6	1,038	B
25	三重	92.7	25	山梨	208.2	92.5	1,052	B
25	広島	92.7	26	茨城	207.9	92.3	1,074	B
27	鹿児島	92.2	27	愛媛	207.6	92.2	1,033	B
28	佐賀	91.9	28	大分	207.0	91.9	1,035	C
29	福岡	91.8	29	新潟	206.7	91.8	1,050	B
30	長野	91.7	30	長崎	204.1	90.6	1,031	C
31	岩手	91.5	31	長野	204.0	90.6	1,061	B
31	富山	91.5	32	徳島	203.8	90.5	1,046	B
33	新潟	91.4	33	福島	203.3	90.3	1,033	B
34	熊本	91.1	34	三重	200.6	89.1	1,087	B
35	福井	90.5	35	島根	199.8	88.7	1,033	B
36	高知	90.4	36	北海道	198.5	88.1	1,075	B
37	奈良	89.7	37	高知	197.5	87.7	1,023	C
38	島根	89.6	38	熊本	196.8	87.4	1,034	C
39	宮崎	89.5	39	岩手	196.6	87.3	1,031	C
40	秋田	89.5	40	山形	195.8	86.9	1,032	C
41	愛媛	89.2	41	鹿児島	193.2	85.8	1,026	C
42	長崎	88.6	42	沖縄	191.7	85.1	1,023	C
43	福島	88.1	43	宮崎	190.9	84.8	1,023	C
44	山形	88.0	44	和歌山	190.4	84.5	1,045	B
45	青森	86.7	45	青森	188.0	83.5	1,029	C
46	鳥取	84.1	46	秋田	186.9	83.0	1,031	C
47	沖縄	81.1	47	鳥取	180.4	80.1	1,030	C

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

④ 新規学卒者（高卒）の所定内給与額【女性】（産業計、企業規模10人以上）

（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2025年）

（参考）2024年			2025年（令和7年）					
順位	都道府県	指数 （東京:100）	順位	都道府県	所定内給与額 （千円）	指数 （東京:100）	R7最賃額（円）	ランク
1	広島	103.8	1	神奈川	222.8	100.4	1,225	A
2	大阪	101.2	2	東京	221.9	100.0	1,226	A
3	埼玉	100.0	3	奈良	216.0	97.3	1,051	B
3	東京	100.0	4	千葉	214.9	96.8	1,140	A
5	神奈川	97.9	5	京都	212.6	95.8	1,122	B
6	愛知	97.4	6	広島	212.0	95.5	1,085	B
7	滋賀	96.7	7	静岡	211.5	95.3	1,097	B
8	山梨	96.7	8	兵庫	210.0	94.6	1,116	B
9	静岡	96.1	9	大阪	208.7	94.1	1,177	A
10	群馬	94.0	10	埼玉	208.3	93.9	1,141	A
11	三重	93.9	11	滋賀	207.0	93.3	1,080	B
12	和歌山	93.7	12	福岡	206.3	93.0	1,057	B
13	栃木	93.4	13	三重	206.0	92.8	1,087	B
14	茨城	93.3	14	愛知	205.8	92.7	1,140	A
15	京都	93.3	15	長野	205.5	92.6	1,061	B
16	岐阜	92.7	16	熊本	204.0	91.9	1,034	C
16	岡山	92.7	17	栃木	203.6	91.8	1,068	B
16	福岡	92.7	18	岐阜	203.1	91.5	1,065	B
19	兵庫	92.0	19	北海道	201.4	90.8	1,075	B
20	新潟	90.7	20	群馬	201.2	90.7	1,063	B
21	島根	90.6	21	茨城	200.6	90.4	1,074	B
22	鹿児島	90.4	22	富山	200.6	90.4	1,062	B
23	北海道	90.1	23	石川	199.6	90.0	1,054	B
24	千葉	90.0	24	山梨	199.2	89.8	1,052	B
25	長崎	89.8	25	大分	198.2	89.3	1,035	C
26	富山	89.2	26	山口	198.1	89.3	1,043	B
27	沖縄	88.8	27	宮城	196.5	88.6	1,038	B
28	佐賀	88.2	28	香川	196.5	88.6	1,036	B
29	愛媛	88.1	29	長崎	194.8	87.8	1,031	C
30	長野	88.0	30	島根	194.7	87.7	1,033	B
31	高知	87.9	31	岡山	193.5	87.2	1,047	B
32	福井	87.8	32	福井	192.9	86.9	1,053	B
33	山口	87.5	33	高知	192.5	86.8	1,023	C
34	石川	87.0	34	愛媛	191.5	86.3	1,033	B
35	熊本	86.7	35	岩手	191.4	86.3	1,031	C
36	香川	86.2	36	鹿児島	190.4	85.8	1,026	C
37	奈良	85.7	37	福島	190.3	85.8	1,033	B
37	大分	85.7	38	和歌山	190.1	85.7	1,045	B
39	福島	85.7	39	秋田	189.9	85.6	1,031	C
40	徳島	85.2	40	徳島	189.4	85.4	1,046	B
41	岩手	84.4	41	佐賀	189.4	85.4	1,030	C
42	秋田	84.3	42	新潟	187.8	84.6	1,050	B
43	宮城	84.1	43	宮崎	183.3	82.6	1,023	C
44	山形	83.9	44	青森	181.6	81.8	1,029	C
45	青森	83.8	45	山形	180.8	81.5	1,032	C
46	宮崎	83.2	46	沖縄	178.3	80.4	1,023	C
47	鳥取	82.9	47	鳥取	177.8	80.1	1,030	C

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑤ 有効求人倍率（厚生労働省「職業安定業務統計」2025年）

(参考) 2024年			2025年（令和7年）				
順位	都道府県	有効求人倍率 (単位：倍)	順位	都道府県	有効求人倍率 (単位：倍)	R7最賃額（円）	ランク
1	福井	1.90	1	福井	1.84	1,053	B
2	山口	1.70	2	富山	1.65	1,062	B
3	香川	1.60	3	香川	1.62	1,036	B
4	島根	1.59	4	山口	1.60	1,043	B
5	岐阜	1.58	5	島根	1.53	1,033	B
6	富山	1.57	6	石川	1.52	1,054	B
7	茨城	1.53	6	山梨	1.52	1,052	B
7	大分	1.53	8	愛媛	1.50	1,033	B
9	新潟	1.49	9	岐阜	1.49	1,065	B
9	山梨	1.49	10	鳥取	1.45	1,030	C
11	佐賀	1.48	11	新潟	1.44	1,050	B
12	山形	1.47	12	山形	1.42	1,032	C
13	愛媛	1.46	12	大分	1.42	1,035	C
14	長野	1.45	14	茨城	1.40	1,074	B
14	鳥取	1.45	14	長野	1.40	1,061	B
14	岡山	1.45	14	岡山	1.40	1,047	B
17	群馬	1.44	17	佐賀	1.39	1,030	C
18	石川	1.43	18	福島	1.38	1,033	B
19	秋田	1.42	18	群馬	1.38	1,063	B
20	福島	1.41	20	三重	1.36	1,087	B
20	宮崎	1.41	21	秋田	1.35	1,031	C
22	熊本	1.39	22	宮崎	1.34	1,023	C
23	三重	1.38	23	広島	1.33	1,085	B
24	長崎	1.36	24	滋賀	1.32	1,080	B
25	広島	1.33	24	奈良	1.32	1,051	B
26	奈良	1.32	24	熊本	1.32	1,034	C
27	岩手	1.28	27	栃木	1.30	1,068	B
28	静岡	1.27	28	徳島	1.29	1,046	B
28	徳島	1.27	29	京都	1.27	1,122	B
30	栃木	1.26	29	長崎	1.27	1,031	C
30	愛知	1.26	31	愛知	1.26	1,140	A
32	青森	1.25	32	岩手	1.24	1,031	C
32	宮城	1.25	32	千葉	1.24	1,140	A
32	滋賀	1.25	34	青森	1.21	1,029	C
32	鹿児島	1.25	34	静岡	1.21	1,097	B
36	京都	1.23	36	宮城	1.20	1,038	B
36	和歌山	1.23	37	埼玉	1.17	1,141	A
38	千葉	1.22	37	和歌山	1.17	1,045	B
39	埼玉	1.17	37	高知	1.17	1,023	C
40	高知	1.15	40	鹿児島	1.16	1,026	C
41	兵庫	1.14	41	兵庫	1.12	1,116	B
42	東京	1.13	42	東京	1.10	1,226	A
42	沖縄	1.13	43	沖縄	1.09	1,023	C
44	神奈川	1.11	44	神奈川	1.06	1,225	A
45	福岡	1.09	45	北海道	1.04	1,075	B
46	北海道	1.07	45	福岡	1.04	1,057	B
47	大阪	1.05	47	大阪	1.03	1,177	A

※新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

※各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑥ 失業率（総務省統計局「労働力調査都道府県別調査結果（モデル推計値）」2025年）

（参考）2024年			2025年（令和7年）				
順位	都道府県	失業率（単位：％）	順位	都道府県	失業率（単位：％）	R7最賃額（円）	ランク
1	福井	1.2	1	福井	1.4	1,053	B
2	徳島	1.4	1	徳島	1.4	1,046	B
2	佐賀	1.4	1	高知	1.4	1,023	C
4	山口	1.6	4	島根	1.7	1,033	B
5	鳥取	1.7	5	富山	1.8	1,062	B
5	高知	1.7	5	山梨	1.8	1,052	B
7	富山	1.8	5	香川	1.8	1,036	B
7	山梨	1.8	5	佐賀	1.8	1,030	C
7	長野	1.8	9	長野	1.9	1,061	B
7	岐阜	1.8	9	岐阜	1.9	1,065	B
7	三重	1.8	9	山口	1.9	1,043	B
7	島根	1.8	9	大分	1.9	1,035	C
7	香川	1.8	13	山形	2.0	1,032	C
14	山形	1.9	13	三重	2.0	1,087	B
14	石川	1.9	15	群馬	2.1	1,063	B
14	和歌山	1.9	15	新潟	2.1	1,050	B
17	群馬	2.0	15	石川	2.1	1,054	B
17	新潟	2.0	15	愛媛	2.1	1,033	B
17	愛知	2.0	15	長崎	2.1	1,031	C
20	広島	2.1	20	栃木	2.2	1,068	B
20	長崎	2.1	20	静岡	2.2	1,097	B
22	栃木	2.2	20	奈良	2.2	1,051	B
22	静岡	2.2	20	和歌山	2.2	1,045	B
22	京都	2.2	20	宮崎	2.2	1,023	C
22	奈良	2.2	25	岩手	2.3	1,031	C
22	愛媛	2.2	25	千葉	2.3	1,140	A
22	宮崎	2.2	25	愛知	2.3	1,140	A
28	滋賀	2.3	25	滋賀	2.3	1,080	B
29	岩手	2.4	25	広島	2.3	1,085	B
29	茨城	2.4	25	熊本	2.3	1,034	C
29	兵庫	2.4	25	鹿児島	2.3	1,026	C
29	大分	2.4	32	茨城	2.4	1,074	B
33	福島	2.5	32	東京	2.4	1,226	A
33	千葉	2.5	32	京都	2.4	1,122	B
33	神奈川	2.5	32	兵庫	2.4	1,116	B
33	岡山	2.5	32	鳥取	2.4	1,030	C
33	熊本	2.5	37	神奈川	2.5	1,225	A
33	鹿児島	2.5	38	福島	2.6	1,033	B
39	北海道	2.6	38	埼玉	2.6	1,141	A
39	東京	2.6	40	秋田	2.7	1,031	C
41	秋田	2.7	40	岡山	2.7	1,047	B
41	埼玉	2.7	40	福岡	2.7	1,057	B
43	福岡	2.9	43	北海道	2.8	1,075	B
44	青森	3.1	44	青森	3.0	1,029	C
44	大阪	3.1	44	大阪	3.0	1,177	A
46	宮城	3.2	46	宮城	3.2	1,038	B
46	沖縄	3.2	46	沖縄	3.2	1,023	C

※数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

※都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄を除く）、標本規模も小さいことから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

※毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を選り一部改訂している。

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑦ 定期給与（厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」2025年）

（参考）2024年			2025年（令和7年）					
順位	都道府県	指数 (東京:100)	順位	都道府県	定期給与（円）	指数 (東京:100)	R7 最賃額（円）	ランク
1	東京	100.0	1	東京	362,509	100.0	1,226	A
2	大阪	82.0	2	大阪	298,033	82.2	1,177	A
3	愛知	81.3	3	愛知	292,739	80.8	1,140	A
4	神奈川	80.3	4	神奈川	290,086	80.0	1,225	A
5	茨城	76.6	5	茨城	283,482	78.2	1,074	B
6	群馬	76.4	6	宮城	279,364	77.1	1,038	B
7	栃木	76.2	7	栃木	277,899	76.7	1,068	B
8	静岡	75.9	8	広島	276,632	76.3	1,085	B
9	広島	75.6	9	岡山	274,404	75.7	1,047	B
10	三重	75.5	10	三重	272,910	75.3	1,087	B
11	宮城	75.5	11	香川	271,802	75.0	1,036	B
12	富山	74.6	12	富山	270,909	74.7	1,062	B
13	岡山	74.3	13	徳島	270,870	74.7	1,046	B
14	千葉	73.6	14	静岡	269,951	74.5	1,097	B
15	埼玉	73.5	15	滋賀	269,855	74.4	1,080	B
16	徳島	73.4	16	長野	268,828	74.2	1,061	B
17	香川	73.3	17	兵庫	267,824	73.9	1,116	B
18	福岡	73.2	18	群馬	267,660	73.8	1,063	B
19	長野	73.2	19	埼玉	267,278	73.7	1,141	A
20	兵庫	72.9	20	福井	266,611	73.5	1,053	B
21	滋賀	72.8	21	福岡	265,610	73.3	1,057	B
22	福島	71.8	22	千葉	262,588	72.4	1,140	A
23	石川	71.7	23	京都	262,020	72.3	1,122	B
24	京都	71.7	24	石川	261,553	72.2	1,054	B
25	北海道	71.7	25	山口	260,002	71.7	1,043	B
26	山梨	71.5	26	山梨	259,246	71.5	1,052	B
27	愛媛	71.4	27	山形	258,828	71.4	1,032	C
28	山形	71.3	28	熊本	258,155	71.2	1,034	C
29	山口	71.2	29	北海道	257,259	71.0	1,075	B
30	新潟	71.0	30	和歌山	256,836	70.8	1,045	B
31	福井	71.0	31	福島	255,522	70.5	1,033	B
32	岐阜	70.8	32	岐阜	252,665	69.7	1,065	B
33	岩手	70.2	33	新潟	252,305	69.6	1,050	B
34	和歌山	69.5	34	愛媛	251,771	69.5	1,033	B
35	熊本	69.3	35	岩手	250,583	69.1	1,031	C
36	高知	68.7	36	長崎	249,466	68.8	1,031	C
37	大分	68.6	37	大分	249,212	68.7	1,035	C
38	島根	68.4	38	鹿児島	247,366	68.2	1,026	C
39	鹿児島	68.3	39	佐賀	245,833	67.8	1,030	C
40	秋田	67.8	40	秋田	245,286	67.7	1,031	C
41	奈良	67.1	41	鳥取	244,241	67.4	1,030	C
42	佐賀	67.0	42	高知	243,534	67.2	1,023	C
43	青森	66.2	43	島根	240,907	66.5	1,033	B
44	長崎	66.0	44	青森	239,782	66.1	1,029	C
45	鳥取	65.8	45	奈良	239,324	66.0	1,051	B
46	宮崎	65.8	46	宮崎	236,815	65.3	1,023	C
47	沖縄	61.2	47	沖縄	228,466	63.0	1,023	C

※事業所規模 5人以上の数値である。

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑧ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額（厚生労働省「職業安定業務統計」）

(参考) 2024年			2025年				
順位	都道府県	募集賃金平均額 (単位：円)	順位	都道府県	募集賃金平均額 (単位：円)	R7最賃額（円）	ランク
1	東京	1,365	1	東京	1,409	1,226	A
2	神奈川	1,341	2	神奈川	1,391	1,225	A
3	大阪	1,288	3	大阪	1,339	1,177	A
4	千葉	1,259	4	千葉	1,304	1,140	A
5	愛知	1,253	5	愛知	1,296	1,140	A
6	埼玉	1,249	6	埼玉	1,292	1,141	A
7	京都	1,234	7	京都	1,280	1,122	B
8	兵庫	1,228	8	兵庫	1,273	1,116	B
9	静岡	1,202	9	静岡	1,252	1,097	B
10	茨城	1,179	10	滋賀	1,240	1,080	B
10	三重	1,179	11	茨城	1,230	1,074	B
12	滋賀	1,177	12	三重	1,229	1,087	B
13	奈良	1,173	13	奈良	1,228	1,051	B
14	広島	1,172	14	沖縄	1,226	1,023	C
15	福岡	1,163	15	広島	1,220	1,085	B
16	栃木	1,162	16	岐阜	1,217	1,065	B
16	岐阜	1,162	17	福岡	1,214	1,057	B
18	山梨	1,156	18	栃木	1,210	1,068	B
19	沖縄	1,147	19	山梨	1,207	1,052	B
20	富山	1,142	20	宮城	1,193	1,038	B
21	北海道	1,141	21	長野	1,192	1,061	B
22	和歌山	1,138	22	北海道	1,191	1,075	B
23	長野	1,134	23	富山	1,190	1,062	B
24	熊本	1,133	24	徳島	1,189	1,046	B
25	宮城	1,132	25	和歌山	1,188	1,045	B
25	群馬	1,132	26	石川	1,186	1,054	B
25	岡山	1,132	26	熊本	1,186	1,034	C
28	香川	1,130	28	香川	1,183	1,036	B
29	石川	1,126	29	群馬	1,180	1,063	B
30	徳島	1,125	30	福井	1,177	1,053	B
31	福井	1,123	31	岡山	1,176	1,047	B
32	山口	1,114	32	山口	1,166	1,043	B
33	新潟	1,103	33	新潟	1,160	1,050	B
34	高知	1,099	34	高知	1,159	1,023	C
34	佐賀	1,099	35	愛媛	1,153	1,033	B
36	愛媛	1,098	36	佐賀	1,152	1,030	C
37	島根	1,096	37	大分	1,149	1,035	C
37	大分	1,096	38	鹿児島	1,147	1,026	C
39	福島	1,094	39	島根	1,145	1,033	B
40	鳥取	1,092	39	長崎	1,145	1,031	C
41	鹿児島	1,089	41	鳥取	1,143	1,030	C
42	長崎	1,086	42	福島	1,142	1,033	B
43	山形	1,078	43	山形	1,135	1,032	C
43	宮崎	1,078	44	宮崎	1,132	1,023	C
45	岩手	1,064	45	岩手	1,118	1,031	C
46	秋田	1,063	46	秋田	1,113	1,031	C
47	青森	1,046	47	青森	1,103	1,029	C

※公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

※常用的雇用(雇用契約で雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

※1求人当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

※都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地により分類している。

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑨ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額（厚生労働省「職業安定業務統計」）

(参考) 2024年			2025年				
順位	都道府県	募集賃金下限額 (単位：円)	順位	都道府県	募集賃金下限額 (単位：円)	R7最賃額（円）	ランク
1	東京	1,301	1	東京	1,344	1,226	A
2	神奈川	1,279	2	神奈川	1,329	1,225	A
3	大阪	1,229	3	大阪	1,282	1,177	A
4	千葉	1,198	4	千葉	1,245	1,140	A
5	埼玉	1,189	5	埼玉	1,234	1,141	A
6	愛知	1,183	6	愛知	1,230	1,140	A
7	兵庫	1,170	7	兵庫	1,219	1,116	B
8	京都	1,169	8	京都	1,218	1,122	B
9	静岡	1,140	9	静岡	1,191	1,097	B
10	滋賀	1,122	10	滋賀	1,184	1,080	B
11	三重	1,118	11	三重	1,170	1,087	B
12	茨城	1,117	12	茨城	1,169	1,074	B
13	広島	1,114	13	奈良	1,165	1,051	B
14	奈良	1,113	14	広島	1,163	1,085	B
15	栃木	1,107	15	沖縄	1,162	1,023	C
16	福岡	1,101	16	栃木	1,154	1,068	B
17	北海道	1,097	17	岐阜	1,152	1,065	B
18	岐阜	1,096	18	福岡	1,150	1,057	B
19	山梨	1,091	19	北海道	1,146	1,075	B
20	富山	1,087	20	山梨	1,142	1,052	B
20	沖縄	1,087	21	長野	1,138	1,061	B
22	長野	1,081	22	宮城	1,136	1,038	B
23	和歌山	1,080	23	富山	1,134	1,062	B
24	宮城	1,079	24	石川	1,130	1,054	B
25	岡山	1,076	25	和歌山	1,128	1,045	B
26	群馬	1,075	26	徳島	1,123	1,046	B
27	石川	1,071	27	香川	1,122	1,036	B
28	香川	1,069	28	岡山	1,120	1,047	B
29	福井	1,068	28	熊本	1,120	1,034	C
30	山口	1,066	30	群馬	1,119	1,063	B
30	熊本	1,066	30	福井	1,119	1,053	B
32	徳島	1,060	32	山口	1,115	1,043	B
33	新潟	1,055	33	新潟	1,108	1,050	B
34	愛媛	1,047	34	愛媛	1,101	1,033	B
35	島根	1,046	34	高知	1,101	1,023	C
36	大分	1,045	36	島根	1,098	1,033	B
37	高知	1,044	36	佐賀	1,098	1,030	C
37	佐賀	1,044	38	鳥取	1,097	1,030	C
39	福島	1,043	39	大分	1,096	1,035	C
40	鳥取	1,042	40	長崎	1,095	1,031	C
41	長崎	1,037	41	鹿児島	1,093	1,026	C
42	鹿児島	1,035	42	福島	1,090	1,033	B
43	山形	1,029	43	山形	1,085	1,032	C
44	宮崎	1,029	44	宮崎	1,082	1,023	C
45	秋田	1,021	45	岩手	1,073	1,031	C
46	岩手	1,019	45	秋田	1,073	1,031	C
47	青森	1,006	47	青森	1,065	1,029	C

※公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

※常用的雇用(雇用契約で雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

※1求人当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載する10となっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

※都道府県は、パートタイム労働者の求人票における就業地により分類している。

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑩ 消費者物価地域差指数（都道府県下全域）（総務省「小売物価統計調査（構造編）」2024年）

（参考）2023年			2024年				
順位	都道府県	指数 (全国平均:100)	順位	都道府県	指数 (全国平均:100)	R7最賃額（円）	ランク
1	東京	104.5	1	東京	104.0	¥ 1,226	A
2	神奈川	103.1	2	神奈川	103.3	¥ 1,225	A
3	北海道	101.7	3	北海道	101.9	¥ 1,075	B
4	千葉	101.5	4	山形	101.4	¥ 1,032	C
5	山形	101.2	5	千葉	101.2	¥ 1,140	A
6	京都	100.8	6	京都	101.1	¥ 1,122	B
7	埼玉	100.4	7	宮城	100.6	¥ 1,038	B
8	島根	100.1	8	埼玉	100.3	¥ 1,141	A
9	高知	100.0	9	沖縄	100.2	¥ 1,023	C
10	宮城	99.9	10	岩手	100.0	¥ 1,031	C
11	山口	99.7	10	島根	100.0	¥ 1,033	B
11	岩手	99.7	10	高知	100.0	¥ 1,023	C
13	沖縄	99.6	13	山口	99.9	¥ 1,043	B
14	石川	99.4	14	石川	99.5	¥ 1,054	B
15	大阪	99.3	15	熊本	99.4	¥ 1,034	C
15	滋賀	99.3	16	福井	99.3	¥ 1,053	B
15	福島	99.3	16	大阪	99.3	¥ 1,177	A
18	兵庫	99.1	16	徳島	99.3	¥ 1,046	B
18	三重	99.1	16	長崎	99.3	¥ 1,031	C
18	福井	99.1	20	秋田	99.2	¥ 1,031	C
21	熊本	98.9	20	兵庫	99.2	¥ 1,116	B
21	秋田	98.9	22	鳥取	98.9	¥ 1,030	C
23	富山	98.8	23	福島	98.8	¥ 1,033	B
23	広島	98.8	24	三重	98.7	¥ 1,087	B
23	徳島	98.8	24	広島	98.7	¥ 1,085	B
23	長崎	98.8	26	富山	98.6	¥ 1,062	B
23	鳥取	98.8	26	滋賀	98.6	¥ 1,080	B
28	和歌山	98.6	26	香川	98.6	¥ 1,036	B
28	青森	98.6	26	愛媛	98.6	¥ 1,033	B
30	愛知	98.5	30	青森	98.5	¥ 1,029	C
30	静岡	98.5	31	静岡	98.3	¥ 1,097	B
32	愛媛	98.4	32	和歌山	98.2	¥ 1,045	B
33	新潟	98.2	33	愛知	98.1	¥ 1,140	A
34	岡山	98.1	33	奈良	98.1	¥ 1,051	B
35	茨城	98.0	35	新潟	98.0	¥ 1,050	B
36	長野	97.9	35	福岡	98.0	¥ 1,057	B
37	山梨	97.8	37	長野	97.9	¥ 1,061	B
37	香川	97.8	38	山梨	97.7	¥ 1,052	B
39	栃木	97.6	38	岡山	97.7	¥ 1,047	B
40	佐賀	97.5	38	佐賀	97.7	¥ 1,030	C
41	岐阜	97.2	41	栃木	97.6	¥ 1,068	B
42	福岡	97.1	42	茨城	97.5	¥ 1,074	B
42	奈良	97.1	43	大分	97.4	¥ 1,035	C
44	大分	97.0	44	岐阜	97.1	¥ 1,065	B
45	群馬	96.4	45	宮崎	97.0	¥ 1,023	C
46	宮崎	96.1	46	鹿児島	96.4	¥ 1,026	C
47	鹿児島	95.9	47	群馬	96.2	¥ 1,063	B

※指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑪ 1月あたりの消費支出額（総世帯）（総務省「家計調査」2025年）

(参考) 2024年			2025年（令和7年）					
順位	都道府県	等価消費支出額 (単位：円)	順位	都道府県	消費支出額 (単位：円)	等価消費支出額 (単位：円)	R6最賃額（円）	ランク
1	埼玉	196,867	1	東京	297,608	203,918	1,226	A
2	東京	195,742	2	愛知	287,991	198,733	1,140	A
3	栃木	188,626	3	長野	293,861	197,227	1,061	B
4	神奈川	186,580	4	富山	298,506	195,139	1,062	B
5	岡山	184,917	5	滋賀	266,195	192,612	1,080	B
6	茨城	184,588	6	神奈川	277,728	192,108	1,225	A
7	京都	183,519	7	福島	280,340	190,747	1,033	B
8	富山	183,352	8	茨城	284,325	189,973	1,074	B
9	滋賀	183,241	9	奈良	276,775	189,643	1,051	B
10	岩手	182,470	10	埼玉	261,711	189,367	1,141	A
11	島根	180,793	11	静岡	252,827	184,393	1,097	B
12	奈良	179,509	12	山形	256,442	182,707	1,032	C
13	長野	178,499	13	香川	282,900	181,855	1,036	B
14	宮城	176,806	14	広島	253,456	181,504	1,085	B
15	山形	173,762	15	島根	247,269	181,306	1,033	B
16	千葉	173,618	16	栃木	270,260	178,984	1,068	B
17	山梨	172,657	17	北海道	249,935	178,525	1,075	B
18	静岡	172,245	18	兵庫	246,456	177,403	1,116	B
19	鹿児島	172,160	19	岩手	252,107	177,382	1,031	C
20	熊本	170,761	20	熊本	240,467	174,914	1,034	C
21	鳥取	170,712	21	鳥取	237,732	172,469	1,030	C
22	群馬	170,645	22	千葉	226,464	172,177	1,140	A
23	福島	170,421	23	京都	243,169	171,946	1,122	B
24	山口	169,380	24	鹿児島	257,879	170,411	1,026	C
25	石川	169,023	25	群馬	269,617	169,843	1,063	B
26	香川	168,198	26	秋田	246,552	169,333	1,031	C
27	愛知	167,746	27	三重	247,857	167,486	1,087	B
28	福井	167,742	28	和歌山	232,867	167,189	1,045	B
29	北海道	166,067	29	岡山	238,589	165,831	1,047	B
30	秋田	165,971	30	宮城	224,609	165,584	1,038	B
31	広島	164,230	31	岐阜	246,516	165,079	1,065	B
32	高知	163,445	32	山梨	230,852	164,475	1,052	B
33	大分	163,121	33	福井	239,742	163,884	1,053	B
34	三重	162,499	34	徳島	233,909	163,769	1,046	B
35	福岡	161,787	35	福岡	233,692	163,617	1,057	B
36	長崎	161,124	36	佐賀	216,117	163,369	1,030	C
37	徳島	160,083	37	高知	240,125	163,007	1,023	C
38	和歌山	159,675	38	大阪	233,835	162,921	1,177	A
39	兵庫	159,594	39	山口	213,953	161,733	1,043	B
40	岐阜	159,149	40	大分	237,072	159,834	1,035	C
41	青森	157,540	41	石川	248,658	159,187	1,054	B
42	大阪	157,152	42	愛媛	245,566	158,512	1,033	B
43	新潟	154,738	43	宮崎	224,852	155,907	1,023	C
44	佐賀	153,742	44	青森	221,266	154,163	1,029	C
45	愛媛	149,730	45	長崎	212,028	148,449	1,031	C
46	宮崎	147,433	46	新潟	216,744	146,798	1,050	B
47	沖縄	139,845	47	沖縄	199,880	142,409	1,023	C

※「順位」は「等価消費支出額」に係るものである。

※各都道府県の数値は都道府県庁所在地のものである。

※「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会」において用いられた資料のうち、都道府県別データが示されているもの

⑫ 1月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）（総務省「家計調査」2025年）

（参考）2024年			2025年（令和7年）					
順位	都道府県	等価消費支出額 （単位：円）	順位	都道府県	消費支出額 （単位：円）	等価消費支出額 （単位：円）	R7最賃額（円）	ランク
1	埼玉	218,926	1	東京	316,724	213,052	1,226	A
2	東京	200,830	2	富山	355,860	212,667	1,062	B
3	千葉	197,211	3	埼玉	328,265	208,870	1,141	A
4	山梨	196,914	4	奈良	320,654	208,287	1,051	B
5	宮城	195,511	5	福島	334,350	206,957	1,033	B
6	茨城	195,374	6	滋賀	284,932	206,170	1,080	B
7	岩手	193,490	7	愛知	297,753	204,982	1,140	A
8	奈良	192,966	8	静岡	289,997	197,318	1,097	B
9	富山	192,746	9	熊本	303,188	195,707	1,034	C
10	群馬	191,298	10	神奈川	300,316	195,076	1,225	A
11	熊本	189,622	11	長野	305,830	194,595	1,061	B
12	岡山	187,370	12	茨城	322,288	194,347	1,074	B
13	栃木	186,113	13	北海道	280,849	191,984	1,075	B
14	京都	185,883	14	香川	315,945	191,219	1,036	B
15	長崎	183,895	15	佐賀	275,590	189,276	1,030	C
16	滋賀	180,506	16	島根	278,067	189,201	1,033	B
17	長野	180,441	17	千葉	264,183	188,702	1,140	A
18	香川	178,606	18	栃木	287,852	185,808	1,068	B
19	鳥取	177,920	19	山形	266,119	184,965	1,032	C
20	鹿児島	177,610	20	宮城	263,615	184,117	1,038	B
21	山形	177,503	21	岡山	307,021	183,809	1,047	B
22	静岡	176,467	22	兵庫	266,315	181,204	1,116	B
23	山口	176,248	23	岩手	273,027	180,817	1,031	C
24	福井	176,122	24	広島	258,813	180,763	1,085	B
25	高知	174,582	25	秋田	302,990	179,791	1,031	C
26	島根	174,430	26	三重	287,227	178,131	1,087	B
27	秋田	174,415	27	大阪	267,137	177,305	1,177	A
28	神奈川	173,598	28	山口	242,154	176,141	1,043	B
29	徳島	173,533	29	福井	282,908	175,790	1,053	B
30	福島	172,420	30	鹿児島	298,391	175,524	1,026	C
31	大分	172,188	31	山梨	260,972	174,369	1,052	B
32	佐賀	171,273	32	岐阜	273,978	173,976	1,065	B
33	北海道	170,378	33	群馬	309,884	173,774	1,063	B
34	石川	168,929	34	京都	271,092	171,798	1,122	B
35	新潟	167,553	35	青森	269,800	170,979	1,029	C
36	三重	166,187	36	高知	270,416	170,346	1,023	C
37	兵庫	165,519	37	鳥取	240,281	170,331	1,030	C
38	愛知	165,170	38	福岡	252,881	170,106	1,057	B
39	岐阜	163,729	39	愛媛	292,337	169,917	1,033	B
40	大阪	162,993	40	宮崎	259,218	169,456	1,023	C
41	和歌山	162,353	41	徳島	268,606	169,206	1,046	B
42	広島	161,852	42	長崎	268,552	168,174	1,031	C
43	青森	160,852	43	大分	273,700	166,261	1,035	C
44	福岡	157,700	44	新潟	281,153	162,595	1,050	B
45	宮崎	157,126	45	石川	270,653	159,761	1,054	B
46	沖縄	150,691	46	沖縄	227,000	152,352	1,023	C
47	愛媛	144,930	47	和歌山	220,643	151,182	1,045	B

※「順位」は「等価消費支出額」に係るものである。

※各都道府県の数値は都道府県庁所在地のものである。

※「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

3 その他資料

① 都道府県別労働生産性（内閣府「県民経済計算」）※昨年提出したものを更新

参考（2021年度）			2022年度（令和4年度）							
順位	都道府県	労働生産性	順位	都道府県	県内総生産 （百万円）	就業者数（人）	総実労働時間 （時間）	労働生産性 （円）	R7最賃額 （円）	ランク
1	東京	6830.1	1	東京	114,807,691	9,806,017	138.4	7049.5	1,226	A
2	滋賀	6327.9	2	滋賀	7,126,190	710,106	131.9	6340.3	1,080	B
3	愛知	5894.1	3	愛知	42,708,649	4,128,897	137.3	6278.1	1,140	A
4	茨城	5806.1	4	山口	6,684,188	646,506	139.7	6167.3	1,043	B
5	三重	5765.4	5	三重	8,926,965	914,906	137.5	5913.5	1,087	B
6	兵庫	5704.0	6	茨城	14,499,685	1,465,795	140.3	5875.5	1,074	B
7	山口	5634.2	7	兵庫	23,067,445	2,519,030	131.1	5820.8	1,116	B
8	静岡	5616.4	8	静岡	18,222,242	1,894,141	138.6	5784.2	1,097	B
9	京都	5515.2	9	和歌山	3,922,961	424,742	138.1	5573.3	1,045	B
10	徳島	5462.5	10	徳島	3,263,400	351,483	139.4	5550.4	1,046	B
11	神奈川	5255.7	11	千葉	22,184,449	2,650,355	127.7	5462.3	1,140	A
12	栃木	5213.2	12	京都	10,752,392	1,295,625	127.5	5424.2	1,122	B
13	群馬	5209.0	13	群馬	9,605,311	1,060,166	142.3	5305.8	1,063	B
14	富山	5155.9	14	栃木	9,455,430	1,041,138	142.7	5303.6	1,068	B
15	奈良	5111.8	15	大分	5,042,107	567,353	139.9	5293.7	1,035	C
16	和歌山	5103.7	16	神奈川	34,978,323	4,296,467	129.3	5247.0	1,225	A
17	福井	5032.3	17	富山	4,866,401	558,543	139.4	5208.4	1,062	B
18	山梨	5026.5	18	大阪	41,359,149	5,035,454	132.9	5150.2	1,177	A
19	大阪	5001.1	19	福井	3,608,625	420,126	141.2	5069.3	1,053	B
20	千葉	4994.9	20	山梨	3,675,886	435,860	139.0	5056.1	1,052	B
21	岐阜	4873.0	21	岡山	7,939,942	948,821	139.1	5013.3	1,047	B
22	広島	4868.2	22	長野	8,809,605	1,046,920	140.1	5005.2	1,061	B
23	大分	4868.1	23	広島	12,230,620	1,472,515	139.6	4958.2	1,085	B
24	福島	4819.9	24	埼玉	24,046,705	3,136,472	130.1	4910.8	1,141	A
25	岡山	4819.4	25	福島	7,903,461	923,732	145.7	4893.6	1,033	B
26	長野	4807.6	26	岐阜	8,075,701	1,001,747	137.5	4885.8	1,065	B
27	埼玉	4805.8	27	香川	3,903,174	482,954	139.3	4834.8	1,036	B
28	石川	4647.5	28	奈良	3,834,681	532,691	126.7	4734.7	1,051	B
29	香川	4573.5	29	宮城	9,552,862	1,206,734	141.8	4652.3	1,038	B
30	宮城	4556.6	30	新潟	8,932,977	1,152,611	140.0	4613.2	1,050	B
31	新潟	4497.0	31	福岡	19,567,651	2,593,786	136.4	4609.0	1,057	B
32	福岡	4463.5	32	石川	4,694,125	611,794	138.8	4606.6	1,054	B
33	北海道	4429.9	33	愛媛	5,255,396	680,051	140.1	4596.7	1,033	B
34	鹿児島	4369.4	34	鹿児島	5,898,474	785,755	136.6	4579.5	1,026	C
35	愛媛	4369.2	35	佐賀	3,229,285	435,455	136.6	4524.1	1,030	C
36	佐賀	4356.1	36	北海道	20,173,186	2,724,262	137.6	4484.6	1,075	B
37	熊本	4241.3	37	熊本	6,414,083	874,000	139.5	4384.0	1,034	C
38	山形	4231.1	38	秋田	3,610,533	483,259	144.7	4302.7	1,031	C
39	岩手	4133.3	39	岩手	4,688,941	629,974	145.7	4257.1	1,031	C
40	秋田	4078.3	40	山形	4,360,041	574,778	150.0	4214.2	1,032	C
41	島根	4074.7	41	島根	2,701,733	383,208	142.0	4137.5	1,033	B
42	長崎	3948.7	42	長崎	4,580,983	668,793	140.6	4059.8	1,031	C
43	青森	3947.3	43	高知	2,314,993	353,351	137.4	3973.5	1,023	C
44	高知	3894.8	44	宮崎	3,681,428	541,976	143.3	3950.1	1,023	C
45	宮崎	3894.1	45	青森	4,255,413	622,573	145.2	3922.9	1,029	C
46	鳥取	3711.5	46	鳥取	1,881,841	302,738	142.2	3642.8	1,030	C
47	沖縄	3410.0	47	沖縄	4,347,059	732,898	140.5	3518.0	1,023	C

（資料出所）「実質県民総生産」、「就業者数」：内閣府「県民経済計算（平成23年度 - 令和4年度）（2008SNA、平成27年基準計数）」を採用した。

「総実労働時間数」：厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」を採用し、「月間総実労働時間」に12を乗じて年間労働時間に変換したものを使用した。

1）労働生産性は、県内就業者が1人が1時間あたりに生み出す、価値を次式で算出した。労働生産性 = 実質県民総生産 / マンアワー

マンアワー = 就業者数 × 総実労働時間とする。

3 その他資料

② 都道府県別労働生産性（経済産業省「企業活動基本調査」）

参考（2023年度）			2024年度（令和6年度）						
順位	都道府県	労働生産性 （百万円）	順位	都道府県	付加価値額 （百万円）	従業者数（人）	労働生産性 （百万円）	R7最賃額 （円）	ランク
1	愛知	12.44	1	山口	1,204,426	89,160	13.51	1,043	B
2	宮城	11.56	2	愛知	16,487,892	1,312,866	12.56	1,140	A
3	山口	10.82	3	宮城	1,703,234	141,299	12.05	1,038	B
4	東京	10.63	4	山梨	585,212	51,727	11.31	1,052	B
5	山梨	10.48	5	東京	84,617,394	7,687,370	11.01	1,226	A
6	香川	10.14	6	熊本	852,258	79,809	10.68	1,034	C
7	京都	9.98	7	大阪	17,109,386	1,633,610	10.47	1,177	A
8	富山	9.80	8	香川	768,622	74,771	10.28	1,036	B
9	大阪	9.79	9	富山	1,178,544	117,927	9.99	1,062	B
10	熊本	9.28	10	京都	2,861,410	296,027	9.67	1,122	B
11	徳島	9.19	11	神奈川	9,414,392	976,263	9.64	1,225	A
12	神奈川	8.98	12	徳島	381,262	41,805	9.12	1,046	B
13	兵庫	8.86	13	兵庫	3,803,318	423,943	8.97	1,116	B
14	静岡	8.75	14	広島	3,308,463	373,295	8.86	1,085	B
15	島根	8.68	15	島根	274,644	31,013	8.86	1,033	B
16	広島	8.54	16	静岡	3,065,749	347,494	8.82	1,097	B
17	長野	8.27	17	栃木	961,133	109,793	8.75	1,068	B
18	栃木	8.18	18	長野	1,558,008	180,250	8.64	1,061	B
19	長崎	7.73	19	長崎	291,549	34,920	8.35	1,031	C
20	大分	7.58	20	愛媛	656,313	78,964	8.31	1,033	B
21	福岡	7.57	21	福井	573,450	69,771	8.22	1,053	B
22	福井	7.47	22	青森	451,129	58,161	7.76	1,029	C
23	愛媛	7.45	23	石川	842,254	110,201	7.64	1,054	B
24	青森	7.40	24	福岡	4,181,686	550,702	7.59	1,057	B
25	三重	7.34	25	千葉	2,741,858	361,128	7.59	1,140	A
26	石川	7.28	26	群馬	1,237,904	164,645	7.52	1,063	B
27	群馬	7.24	27	大分	393,734	52,913	7.44	1,035	C
28	北海道	7.14	28	茨城	1,036,334	141,353	7.33	1,074	B
29	鳥取	7.05	29	三重	836,091	114,998	7.27	1,087	B
30	滋賀	6.94	30	滋賀	734,136	102,249	7.18	1,080	B
31	千葉	6.89	31	佐賀	306,183	43,700	7.01	1,030	C
32	奈良	6.87	32	鳥取	147,123	21,061	6.99	1,030	C
33	茨城	6.85	33	沖縄	483,713	69,434	6.97	1,023	C
34	埼玉	6.73	34	埼玉	3,131,442	451,444	6.94	1,141	A
35	沖縄	6.71	35	奈良	240,862	35,389	6.81	1,051	B
36	岐阜	6.67	36	北海道	2,506,936	371,664	6.75	1,075	B
37	高知	6.59	37	岐阜	1,355,369	203,479	6.66	1,065	B
38	佐賀	6.58	38	岩手	416,029	62,872	6.62	1,031	C
39	山形	6.46	39	山形	438,423	66,452	6.60	1,032	C
40	宮崎	6.25	40	高知	179,657	27,311	6.58	1,023	C
41	福島	6.20	41	新潟	1,324,924	205,499	6.45	1,050	B
42	岩手	6.09	42	宮崎	229,690	37,378	6.15	1,023	C
43	新潟	6.00	43	鹿児島	396,154	64,807	6.11	1,026	C
44	岡山	5.96	44	福島	823,391	136,935	6.01	1,033	B
45	鹿児島	5.75	45	岡山	1,039,007	183,015	5.68	1,047	B
46	秋田	5.07	46	和歌山	257,579	51,809	4.97	1,045	B
47	和歌山	5.02	47	秋田	308,765	62,674	4.93	1,031	C

（資料出所）経済産業省「企業活動基本調査」（調査対象は従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業）

1）労働生産性は、1年間で従業者1人あたりが生み出す付加価値額を従業者数で除して算出した。

3 その他資料

③ 都道府県別労働生産性（総務省「個人企業経済調査結果」）

参考（2024年）			2025年（令和7年）						
順位	都道府県	従業者一人あたりの 営業利益 （千円）	順位	都道府県	営業利益 （千円）	従業者数 （人）	従業者一人あたりの 営業利益 （千円）	R7最賃額 （円）	ランク
1	東京	1,293	1	東京	4,686	3.74	1,253	1,226	A
2	滋賀	1,079	2	静岡	4,061	3.68	1,104	1,097	B
3	長野	1,061	3	福井	3,882	3.66	1,061	1,053	B
4	福井	1,044	4	山形	3,668	3.49	1,051	1,032	C
5	神奈川	1,019	5	長野	3,884	3.71	1,047	1,061	B
6	山口	1,012	6	新潟	3,548	3.44	1,031	1,050	B
7	岐阜	1,011	7	島根	3,453	3.37	1,025	1,033	B
8	石川	997	8	神奈川	4,006	3.92	1,022	1,225	A
9	島根	993	8	富山	4,087	4.00	1,022	1,062	B
10	愛知	981	10	石川	3,651	3.64	1,003	1,054	B
11	山形	975	11	愛知	4,061	4.06	1,000	1,140	A
12	福島	971	12	広島	3,464	3.56	973	1,085	B
13	岡山	967	13	栃木	3,448	3.58	963	1,068	B
14	富山	958	14	山梨	3,690	3.84	961	1,052	B
15	静岡	953	15	岐阜	3,712	3.88	957	1,065	B
16	新潟	950	16	熊本	3,331	3.49	954	1,034	C
17	茨城	943	17	青森	3,738	3.94	949	1,029	C
18	佐賀	926	18	山口	3,742	3.95	947	1,043	B
19	千葉	899	19	和歌山	3,191	3.38	944	1,045	B
20	栃木	892	20	京都	3,520	3.78	931	1,122	B
21	熊本	883	21	福島	3,384	3.69	917	1,033	B
22	山梨	879	22	茨城	3,535	3.89	909	1,074	B
23	北海道	869	23	滋賀	3,649	4.03	905	1,080	B
23	三重	869	24	三重	3,907	4.34	900	1,087	B
25	香川	851	25	千葉	3,291	3.82	862	1,140	A
26	福岡	839	26	大阪	3,489	4.06	859	1,177	A
27	大阪	825	27	埼玉	3,222	3.81	846	1,141	A
28	埼玉	818	28	福岡	3,457	4.12	839	1,057	B
28	鳥取	818	29	長崎	3,173	3.80	835	1,031	C
30	愛媛	813	30	北海道	2,992	3.60	831	1,075	B
31	和歌山	801	30	群馬	3,430	4.13	831	1,063	B
32	広島	793	32	香川	3,048	3.69	826	1,036	B
33	高知	787	33	岩手	2,969	3.62	820	1,031	C
34	群馬	781	34	秋田	3,108	3.82	814	1,031	C
35	宮崎	779	34	宮崎	2,989	3.67	814	1,023	C
36	長崎	774	36	鳥取	2,810	3.48	807	1,030	C
37	京都	766	37	宮城	3,024	3.90	775	1,038	B
38	青森	760	38	岡山	3,008	3.98	756	1,047	B
39	秋田	754	39	佐賀	3,113	4.15	750	1,030	C
40	奈良	731	40	大分	2,698	3.60	749	1,035	C
41	宮城	721	41	徳島	2,556	3.43	745	1,046	B
42	兵庫	706	42	愛媛	2,891	3.89	743	1,033	B
43	岩手	702	43	兵庫	2,983	4.20	710	1,116	B
44	大分	698	44	高知	2,410	3.42	705	1,023	C
45	徳島	627	45	奈良	2,848	4.21	676	1,051	B
46	鹿児島	553	46	鹿児島	2,229	3.65	611	1,026	C
47	沖縄	506	47	沖縄	2,075	4.26	487	1,023	C

（資料出所）総務省「個人企業経済調査結果」

1）調査対象である全産業の個人企業のうち、「雇用者あり」のみを抽出した。

2）個人企業における1企業あたりの営業状況のうち、従業者1人あたりの営業利益を労働生産性とみなして、金額順に並べ替えを行ったもの。

3 その他資料

④ 労務費転嫁交渉指針の都道府県別認知度（公正取引委員会「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」）

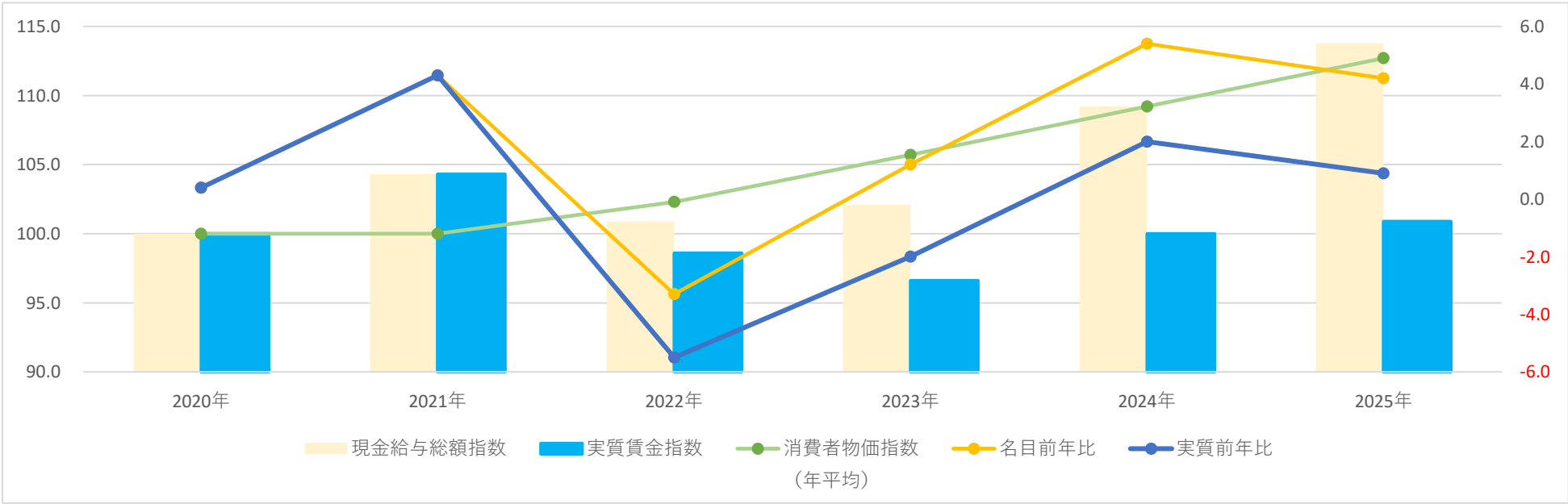
※発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合である。

（参考）2024年度			2025年度（令和7年度）				
順位	都道府県	認知度（%）	順位	都道府県	認知度（%）	R7最賃額（円）	ランク
1	東京	57.3%	1	東京	68.4%	1,226	A
2	神奈川	52.4%	2	神奈川	63.1%	1,225	A
3	愛知	51.9%	3	静岡	62.3%	1,097	B
4	栃木	50.9%	4	福岡	62.3%	1,057	B
5	大分	50.7%	5	宮城	61.8%	1,038	B
6	石川	49.8%	6	茨城	61.5%	1,074	B
7	岡山	49.6%	7	秋田	60.8%	1,031	C
8	鳥取	49.4%	8	山梨	60.5%	1,052	B
9	長野	49.3%	9	福島	58.8%	1,033	B
10	宮崎	49.0%	10	佐賀	58.6%	1,030	C
11	広島	48.8%	11	岐阜	58.2%	1,065	B
12	滋賀	48.5%	12	長野	58.1%	1,061	B
13	愛媛	48.3%	13	岡山	58.1%	1,047	B
14	山口	48.1%	14	石川	58.0%	1,054	B
15	宮城	48.0%	15	大阪	57.5%	1,177	A
15	富山	48.0%	16	愛媛	57.4%	1,033	B
17	福岡	47.4%	17	広島	57.2%	1,085	B
18	山形	47.3%	18	兵庫	57.0%	1,116	B
19	島根	47.2%	19	三重	56.8%	1,087	B
20	兵庫	46.8%	20	新潟	56.5%	1,050	B
21	大阪	46.7%	21	愛知	56.2%	1,140	A
21	佐賀	46.7%	22	富山	56.1%	1,062	B
23	京都	46.5%	23	香川	56.1%	1,036	B
24	茨城	46.2%	24	千葉	55.8%	1,140	A
25	山梨	45.8%	25	京都	55.8%	1,122	B
25	香川	45.8%	26	埼玉	55.7%	1,141	A
27	千葉	45.5%	27	鹿児島	55.7%	1,026	C
27	鹿児島	45.5%	28	岩手	55.5%	1,031	C
29	高知	45.4%	29	青森	55.3%	1,029	C
30	秋田	45.2%	30	山形	55.2%	1,032	C
30	岐阜	45.2%	31	北海道	55.1%	1,075	B
32	群馬	45.0%	32	宮崎	55.0%	1,023	C
32	新潟	45.0%	33	群馬	54.9%	1,063	B
32	静岡	45.0%	34	滋賀	54.9%	1,080	B
35	三重	44.4%	35	大分	54.9%	1,035	C
36	奈良	43.9%	36	鳥取	54.7%	1,030	C
37	北海道	43.7%	37	奈良	54.5%	1,051	B
38	福島	43.4%	38	沖縄	54.1%	1,023	C
39	埼玉	43.0%	39	高知	53.9%	1,023	C
40	熊本	42.8%	40	山口	53.8%	1,043	B
41	長崎	41.8%	41	熊本	53.8%	1,034	C
42	福井	41.4%	42	福井	53.4%	1,053	B
43	徳島	40.8%	43	和歌山	53.2%	1,045	B
44	沖縄	38.7%	44	栃木	52.6%	1,068	B
45	和歌山	38.3%	45	島根	52.5%	1,033	B
46	岩手	37.3%	46	徳島	52.1%	1,046	B
47	青森	35.6%	47	長崎	51.3%	1,031	C

徳島県内における賃金指数の推移（2020年～2025年：年平均）

徳島県内における賃金指数の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
現金給与総額指数		100.0	104.3	100.9	102.1	109.2	113.8
	名目前年比	0.4	4.3	-3.3	1.2	5.4	4.2
実質賃金指数		100.0	104.3	98.6	96.6	100.0	100.9
	実質前年比	0.4	4.3	-5.5	-2.0	2.0	0.9
消費者物価指数 (年平均)		100.0	100.0	102.3	105.7	109.2	112.7



（資料出所）「現金給与総額指数」、「実質賃金指数」は 厚生労働省「毎月勤労統計調査（地方調査）」（事業所規模 常用労働者 5人以上）

「消費者物価指数」は 総務省「消費者物価指数」（指数は「持家の帰属家賃を除く総合」を用い、数値は徳島市のものである。）

徳島県（徳島市内）の消費者物価指数と対前年上昇率の推移（2016年～2025年：年単位）

徳島県（徳島市内）の消費者物価指数と対前年上昇率の推移（年ベース）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
消費者物価指数 （年平均）	97.4	97.9	99.3	100.0	100.0	100.0	102.3	105.7	109.2	112.7
消費者物価対前年上昇率 （%）	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	3.2



1 （資料出所） 総務省「消費者物価指数」（指数は「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。）

徳島県内の勤労世帯における消費支出推移（2020年～2025年）

徳島県内の消費支出額（勤労者世帯）推移

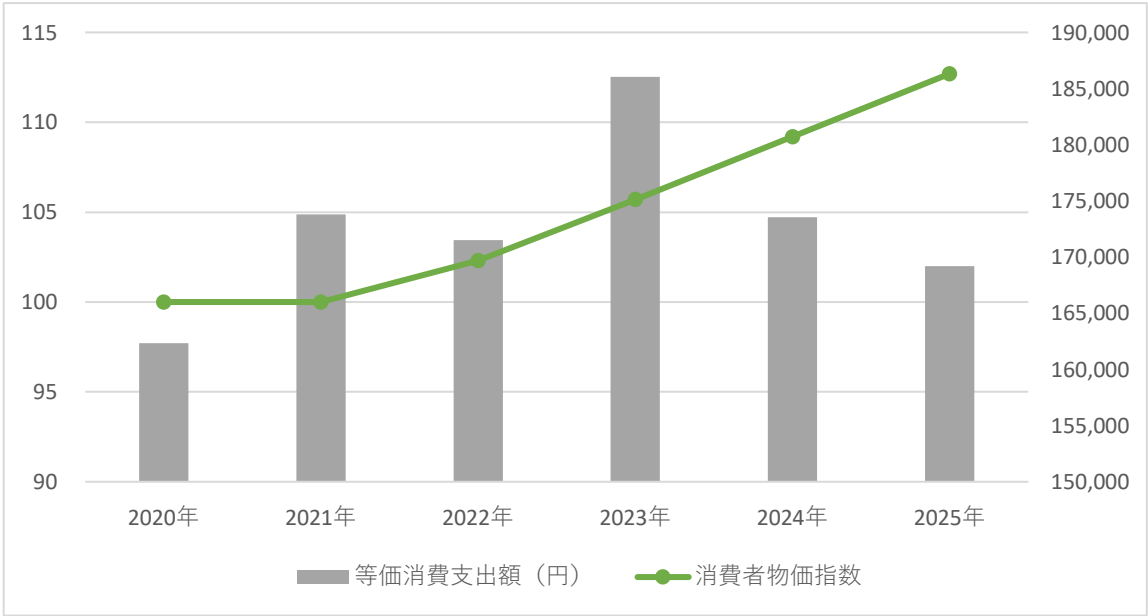
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
消費支出額（円）		256,659	266,998	286,492	283,974	283,556	268,606
（内訳）	食品	63,618	61,326	66,500	61,345	72,748	70,924
	住居	17,112	28,418	17,257	29,424	28,842	21,081
	光熱・水道	18,174	19,299	21,579	17,313	20,353	18,585
	家具・家事用品	10,138	10,489	10,154	10,233	10,151	9,399
	被服及び履物	8,558	8,611	9,358	9,563	9,928	10,826
	保健医療	12,653	10,007	13,158	9,387	13,068	10,646
	交通・通信	36,405	35,646	44,501	43,044	35,520	44,828
	教育	3,462	5,320	10,547	7,842	6,807	6,934
	教養娯楽	24,960	23,449	26,740	26,708	31,359	25,808

（単位：円）

徳島県内の等価消費支出額（勤労者世帯）推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
消費支出額（円）		256,659	266,998	286,492	283,974	283,556	268,606
世帯人員（人）		2.50	2.36	2.79	2.33	2.67	2.52
等価消費支出額（円）		162,325	173,801	171,518	186,038	173,533	169,206
消費者物価指数		100.0	100.0	102.3	105.7	109.2	112.7

（単位：円）



（資料出所） 「消費者物価指数」は 総務省「消費者物価指数」（指数は「持家の帰属家賃を除く総合」を用い、数値は徳島市のものである。）

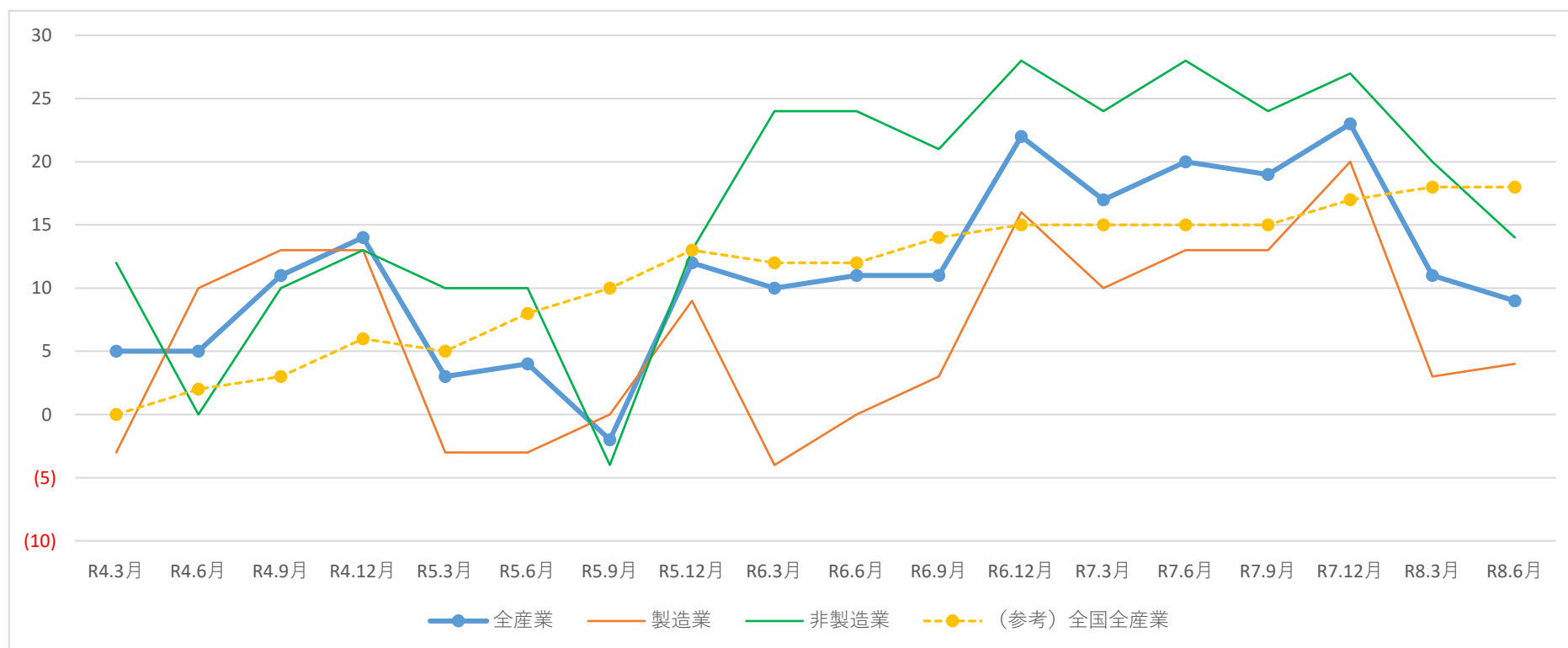
「消費支出額」は総務省「家計調査」（数値は徳島市のものである。）

1) 等価消費支出は、消費支出を、世帯人数の違いをならして一人あたりに相当する額に調整したもので、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

日銀短観からみる徳島県内企業の業況判断推移（令和4年3月～令和8年6月）

徳島県内企業の業況判断推移

		R4.3月	R4.6月	R4.9月	R4.12月	R5.3月	R5.6月	R5.9月	R5.12月	R6.3月	R6.6月	R6.9月	R6.12月	R7.3月	R7.6月	R7.9月	R7.12月	R8.3月	R8.6月
業 況 判 断	全産業	5	5	11	14	3	4	(2)	12	10	11	11	22	17	20	19	23	11	9
	製造業	(3)	10	13	13	(3)	(3)	0	9	(4)	0	3	16	10	13	13	20	3	4
	非製造業	12	0	10	13	10	10	(4)	13	24	24	21	28	24	28	24	27	20	14
	(参考) 全国全産業	0	2	3	6	5	8	10	13	12	12	14	15	15	15	15	17	18	18



(資料出所) 日本銀行徳島事務所 (日銀短観)

徳島県内倒産件数・負債総額の推移

月	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		令和8年	
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)
1月	4 4	657 657	2 2	430 430	1 1	70 70	5 5	273 273	2 2	60 60	3 3	75 75	6 6	157 157
2月	6 10	719 1,376	0 2	0 430	7 8	1,875 1,945	2 7	310 583	0 2	0 60	5 8	570 645	7 13	1,030 1,187
3月	7 17	2,622 3,998	3 5	838 1,268	3 11	2,400 4,345	2 9	320 903	9 11	339 399	8 16	609 1,254	7 20	1,065 2,252
4月	5 22	208 4,206	2 7	423 1,691	1 12	50 4,395	3 12	208 1,111	1 12	50 449	5 21	100 1,354	6 26	645 2,897
5月	4 26	1,320 5,526	3 10	109 1,800	3 15	985 5,380	5 17	1,017 2,128	3 15	368 817	5 26	160 1,514	9 35	440 3,337
6月	9 35	1,448 6,974	3 13	217 2,017	0 15	0 5,380	3 20	50 2,178	4 19	200 1,017	5 31	300 1,814	10 45	1,243 4,580
7月	4 39	383 7,357	5 18	836 2,853	3 18	1,490 6,870	2 22	37 2,215	6 25	374 1,391	8 39	750 2,564		
8月	3 42	91 7,448	1 19	40 2,893	4 22	334 7,204	4 26	375 2,590	6 31	1,380 2,771	5 44	660 3,224		
9月	4 46	379 7,827	3 22	549 3,442	3 25	135 7,339	3 29	150 2,740	2 33	30 2,801	6 50	570 3,794		
10月	2 48	350 8,177	0 22	0 3,442	1 26	74 7,413	3 32	311 3,051	4 37	115 2,916	2 52	198 3,992		
11月	3 51	613 8,790	2 24	1,770 5,212	3 29	876 8,289	2 34	163 3,214	4 41	553 3,469	6 58	307 4,299		
12月	0 51	0 8,790	1 25	10 5,222	1 30	25 8,314	3 37	62 3,276	3 44	375 3,844	9 67	792 5,091		
合計	51	8,790	25	5,222	30	8,314	37	3,276	44	3,844	67	5,091	45	4,580

(注1) 負債1,000万円以上の企業倒産(資料出所・・・帝国データバンク)

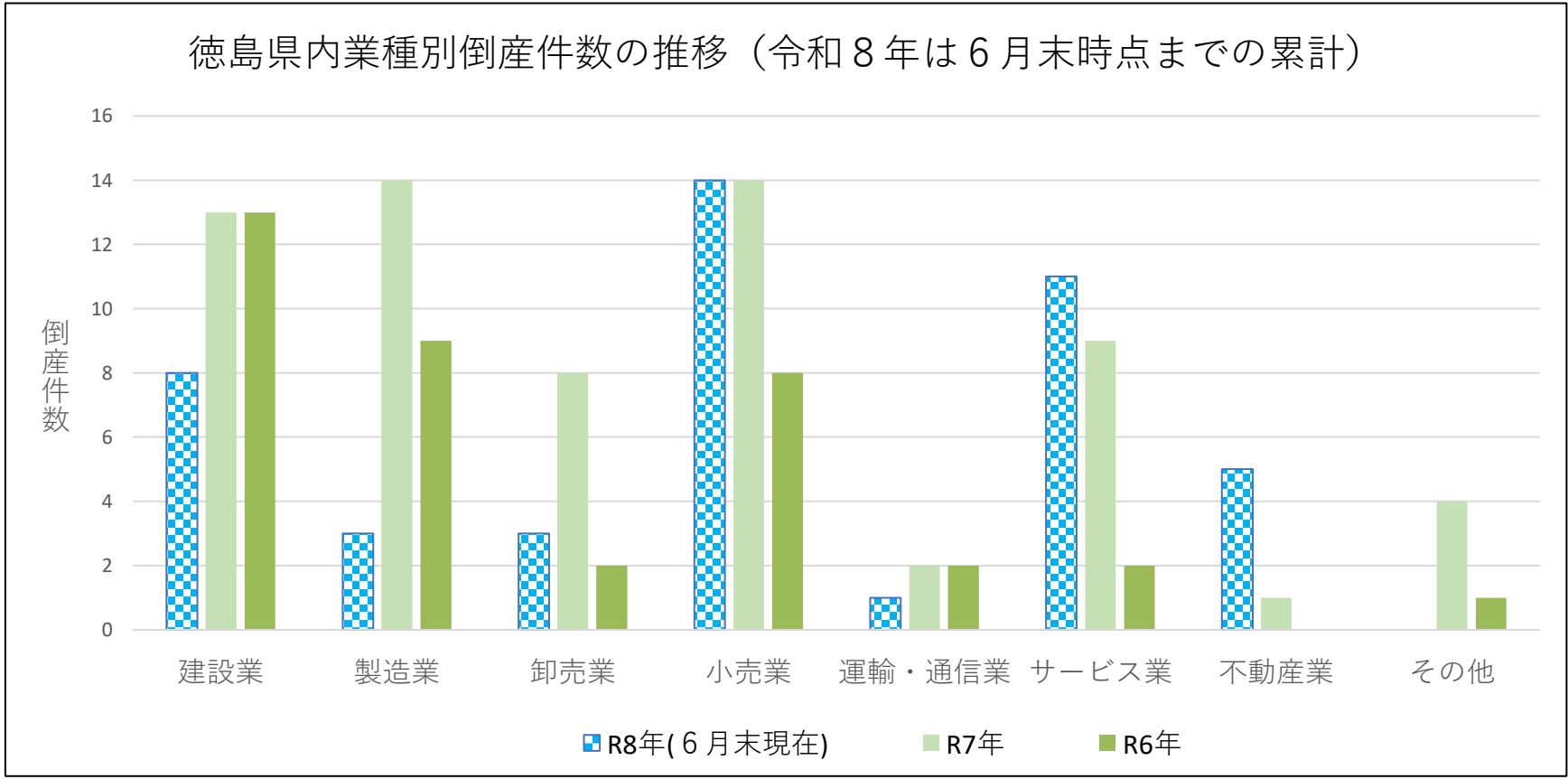
(注2) 平成17年4月以降、倒産集計基準の変更(倒産五法による法的整理のみ集計)

(注3) 黒字：当月の件数及び金額

赤字：当月までの累計件数及び金額

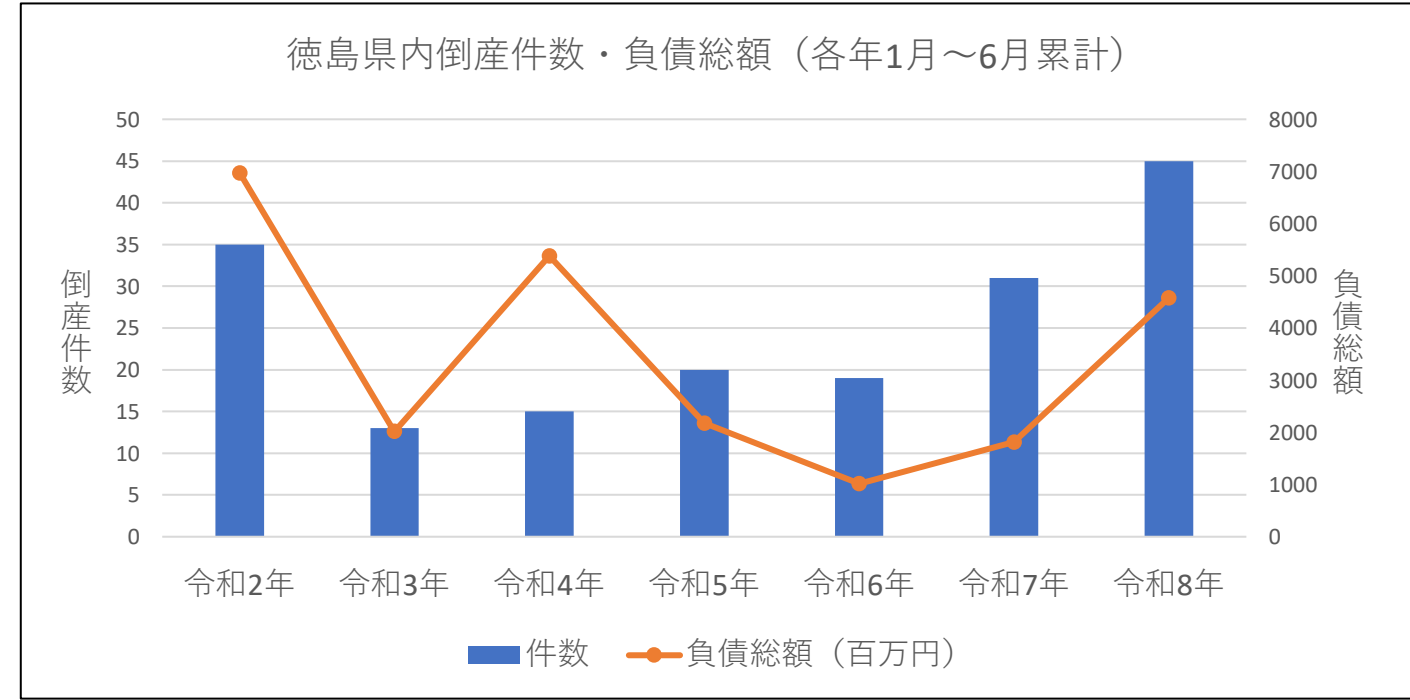
徳島県内倒産件数の推移（業種別）

	建設業	製造業	卸売業	小売業	運輸・通信業	サービス業	不動産業	その他	合計
R8年 (6月現在)	8 17.8%	3 6.7%	3 6.7%	14 31.1%	1 2.2%	11 24.4%	5 11.1%	0 0.0%	45 100.0%
R7年	13 19.4%	14 20.9%	8 11.9%	14 20.9%	2 3.0%	9 13.4%	1 1.5%	4 6.0%	67 100.0%
R6年	13 29.5%	9 20.5%	2 4.5%	8 18.2%	2 4.5%	2 4.5%	0 0.0%	1 2.3%	44 100.0%



徳島県内倒産件数・負債総額の推移（各年1月～6月累計）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
件数	35	13	15	20	19	31	45
負債総額 (百万円)	6,974	2,017	5,380	2,178	1,017	1,814	4,580



（注1） 負債1,000万円以上の企業倒産（資料出所・・・帝国データバンク）

（注2） 平成17年4月以降、倒産集計基準の変更（倒産五法による法的整理のみ集計）

最低賃金発効日に係るヒアリング調査結果

1. 調査対象： 県下の30社に対して電話によるアンケート調査を実施し、29社から回答を得た。

業 種	製造業	8社	企 業 規 模	10人未満	3社
	運送業	6社		10～49人	12社
	商業	7社		50～99人	8社
	接客娯楽業	6社		100人以上	6社
	清掃業	1社		計	29社
	その他	1社			
	計	29社			

2. 調査結果

①令和7年度の賃金引き上げ時期について例年と比較して変化はあったか。

	50人未満	50人以上	計		○年度、県により発効日が異なる為、弊社の賃上げは常に例年どおり。
例年どおり	3社	8社	11社	38%	○賃上げを遅らせ、労務費コスト増を抑えられたため、助かった。
遅らせた	11社	6社	17社	59%	○遅い発効日に問題は無いが、4月の定期昇給に近接するのは困る。
賃上げしなかった	1社	0社	1社	3%	
計	15社	14社	29社	100%	

②最賃発効日が他県より遅いことに対する影響や意見

	50人未満	50人以上	計		○繁忙時期を避け、賃上げ準備期間が確保できた。（労組との交渉も含む）
影響・意見なし	11社	10社	21社	72%	○協力業者への労務費転嫁対応の余裕ができた。
好意的※	2社	4社	6社	21%	△なぜ1月なのかという疑問はある。
否定的	2社	0社	2社	7%	▲発効日を毎年同じにして、足並みを揃えた賃上げを求める。
計	15社	14社	29社	100%	▲隣県から通勤する社員から急かされる。

※好意的な回答のうち予算面の理由が3社、準備面の理由が3社である。

③最低賃金の発効日はいつ頃がいいか

	50人未満	50人以上	計		
10月	3	3	6社	21%	○発効日はいつでも良いが、四国内で統一して欲しい。
1月	2	1	3社	10%	○決定から発効までの準備期間をある程度確保して欲しい。
3月	1	2	3社	10%	○事務手続きや人件費確保の年間計画の為、発効日は統一して欲しい。
年度内(10～3月)	2	3	5社	17%	○企業の決算月や定期昇給月に発効して欲しい。
4月		1	1社	3%	
5月		1	1社	3%	
希望無し	7	3	10社	34%	
計	15	14	29社	100%	

④発効日が年度ごとに大きく変動することについてどのように考えるか。

影響・意見特になし	16社	55%	○発効日を変動するなら周知徹底を希望する。
発効日の統一希望	12社	41%	○計画的な労務費原資確保の為、発効日は統一して欲しい。
その他	1社	3%	○遅い発効日に問題は無いが、4月の定期昇給に近接するのは困る。
計	29社	100%	

⑤最低賃金・賃金引上げに対する意見等

◎引上げに前向き

1	最低賃金引上げは賛成であるが、今回や前回のように上げ幅が大きすぎるのは負担になるので、上げる場合は小刻みにしてほしい。
2	物価高であるので最低賃金引上げには賛成である。発注者からもらう金額が変わらず賃金引上げになるので、引上げに向けた売り上げ見込みの算出等の準備期間が必要なため、発効日が早めにわかるようにしていただきたい。
3	賃金が上がるのはよいことだと思う。インフレでもあり、長年賃金が上がってなかったしわ寄せが今、来ているとも言える。若者はより上がるのでよいが、中間層の上がり方は鈍くなり、それによって、退職してしまう等、人材確保の課題もある。大企業や価格転嫁が出来るところはよいが、小規模で価格転嫁ができないところは厳しく、潰れていくのではないか。
4	最低賃金が近年大きく引き上がっているが、最近の物価上昇をみていくと致し方がないと思っている。戦争の影響で毎月仕入先が値上げ（3～8%）をしてきて大変な状況になっており、物の値段も上げざるを得なくなっている。労働者が生活するにあたり賃金は守られるべきものであり、賃上げを今後もしていく。
5	当社としては賃上げをもっと行わないといけなく考えている。というのは当社の運転手も高齢化し若い人に入ってもらいたいのでもう少し引き上げないと若い人は集まらないと考えている。

○引上げに理解

1	昨今の大幅な最賃額の賃上げは経営していく上でかなり厳しい。賃上げ自体に反対するつもりはないが、法人税や地方消費税の減免を求めたい。また期限付きであっても良いので引き上げられた労務費自体を補助する助成金を拡充していただきたい。
2	大阪や兵庫と張り合うような最賃額を目指しているような状況に違和感を感じる。賃金が上がることに反対するわけではないが、人件費が関西圏と同じようになれば、企業誘致が困難となるし、輸送費の関係上、仕事の受注も減少する。徳島全体を考えて実態に応じた賃上げを行っていただきたい。
3	ここ数年最賃額が大きく上がっているが、売上が余り上がらない中では大変厳しい。今の人件費の支払いが一杯いっぱいである。いい人材を確保したい為、賃上げ自体は仕方ないにしても、これ以上の大幅な引上げは止めていただきたい。
4	ここ数年の上げ幅が大きく今後も同じ雰囲気がある。賃上げには理解するが、中東の情勢で石油燃料が入ってこないことにより、プラスチック製品が30%値上げといわれており、すぐに価格転嫁できないため負担になる。
5	賃上げは大切だと思っているが、最近の上がり方が大きいため、中小企業には厳しい。価格転嫁も、毎年連続となると、難しく、限界がある。あと数年乗り切ればと思うが、将来、最賃1,500円となると、無理ではないかと予測しており、その場合、賃金制度の見直しも検討が必要であり、経営的には厳しい。今後、好循環となればよいが。
6	物価上昇から最賃額大幅引き上げは仕方ないが、価格転嫁は難しい。

△引上げは困難

1	ここ数年の最低賃金の引上げ額が急激に上げ過ぎであると感じている。労務費の価格転嫁を推進するのであれば、公定価格についても連動して積極的に改定を行っていただきたい。また助成金等についても申請の簡便化、審査期間の短縮化をお願いしたい。
2	徳島県の最低賃金も1,000円を超えたこともあり、これ以上の大幅な賃上げは避けていただきたい。都会と張り合って最低賃金をどんどん上げるのは厳しいというのが正直な感想である。
3	経費が苦しいので引上げしなくてもよい。
4	もし、1,500円になるのであれば、零細企業はそこまで持つかなと思う。利益が上がって、原資を確保できればよいが。急激に最賃が上がると困る。
5	最低賃金額を大きく引き上げられると資金が不足してきて困る。物価が上がって利益が出ないうえ、荷主からは配送料をあげてもらえない。
6	賃金額の上げ幅が大きいのは困る。これまで利益を少しずつ積み上げてきたが、大幅な引き上げはこれまでの利益を全労働者への賃金引上げ額に多く支出することになり、新しく人を雇えない。
7	コロナ後の観光需要回復に助けられて価格転嫁してきたが、もう限界であり、大幅な最賃額上昇が継続するのは苦しい。
8	顧客の関係上、価格転嫁は難しく、賃上げ原資は銀行からの借入れである。労働者は互いの働きぶりや賃金を比較しあっており、最賃上げ幅を見て、「私ならもっと沢山もらえるはず。」と言っておりプレッシャーを感じる。もう限界である。

その他

1	最低賃金の引上げは労働者側にとってはありがたいだろうが、経営者側は厳しい。作業を効率化することも考えていかなければならないが、労働密度が増えることとなり、従業員に精神的な負担が生じることも考えられる。
2	当社は半導体製造技術関連事業場なので何とかギリギリ価格転嫁できたが、物価上昇が大き過ぎて、「最賃上げ幅」に比した賃上げを続けられるか不安である。

2026 年 5 月 19 日

徳島労働局長 亀井 崇 殿
徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子 殿

全労連四国地区協議会
議長 十河 浩二



要 請 書

貴職におかれては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のために尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2025 年の改定によって加重平均 1121 円となりましたが、石破前首相が「2020 年代に 1500 円を達成する」とした政府目標は、高市首相が反故にしていまい。世界各国の最低賃金から大きく遅れる状況を招いています。さらに問題は、地域間格差の解消が遅れている上に、決定した改定額の実施時期を遅らせる状況も各地方の審議会で発生していることです。また、公益・使用者・労働者委員が対等な立場で審議するはずの審議会が、公益委員を除外して改定額を決定するような状況も発生しています。

物価高騰が収まる状況になく、最低賃金を大幅に改善しなければ生活困窮者の増加は火を見るよりあきらかです。また、現在の地域別最低賃金制度では、最高額の東京(1226 円)と最低額の高知・宮崎・沖縄(1023 円)との差は 203 円もあり、地方から都市圏へ(外国人労働者も含めた労働力人口が流出し、地域経済が疲弊する要因の 1 つとなっています。全労連が全国で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1700 円以上(月 150 時間)、直近の調査では 1800 円必要との結果も出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の 3 要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、現状の支払能力と経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低い地域は低いままとなっています。また、高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥と言え、問題の解決には、最低賃金の全国一律制度の実現しかありません。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正当に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1700 円以上とすること。また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なうこと。
- 2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。
また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのかを明らかにすること。
さらに、昨年度までの業務改善助成金等の最低賃金引き上げ支援策の利用状況も含め、明らかにすること。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を全面的に一般公開すること。また、審議会・専門部会(二者協議も含め)の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。
- 6) 最低賃金制度を全国一律制度にするとともに、地方最賃審議会の制度改正も進めること。
制度改正までの間は、地方審議会の改定時期を全国統一とし、地方毎に改定時期を変更しないこと。さらに、公益・使用者・労働者各委員の立場を対等平等とし、改定額は3者協議の場で決定する方式を堅持すること。

以上

(別紙1)
徳島労働局

労働局長 亀井 崇 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

さて、いま私たちの周りには「1 万か所を超える子供食堂の実態」が示すように貧困と格差が拡大し、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は 2000 万人を超える非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の高騰は実質賃金の低下を招き、彼ら彼女らにさらなる大きな生活苦と困難を強めています。

私たちは「最低賃金の大幅引上げ」を貴職に求めてきました。その結果、昨年は前向きな取り組みが全国的に広がってきました。が、まだまだ不十分です。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、彼ら彼女らの生活実態を無視することは非人道的とのそしりを免れません。高市首相は「2000 年代に最低賃金を 1500 円に引き上げる」という政府の公約を推進することを明言せず、その感覚の鈍さに怒りさえ覚えます。改めて最低賃金の「大幅引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善を以下のように求めます。

記

1. 地域別最低賃金・時給 1500 円を直ちに実現すること。
2. 生涯 2000 万円～2500 万円にも達する最賃格差をなくし、東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象をなくすこと。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、社会保険料の減免など国の責任を明確にするとともに、公的支援は簡素でわかりやすい制度とすること。
5. 新・最賃は、決定後速やか（1 ヶ月以内）に実施すること。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を本審だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンター（連合、全労連、全労協）から最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2025 年 6 月 3 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ四国 CP 委員会・代表委員）
共同代表・春田 洋（JAL 闘争支援四国共闘会議・議長）

以 上

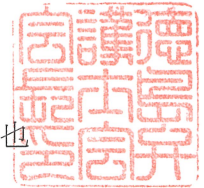


令和8年6月15日

徳島地方最低賃金審議会 御中

徳島弁護士会

会長 生長 拓也



会長声明の送付について

当会は、最低賃金額の大幅な引上げ並びに徳島地方最低賃金審議会の審理公開及び最低賃金の効力発生時期の改善を求める会長声明を発表しましたのでご送付いたします。

最低賃金額の大幅な引上げ並びに徳島地方最低賃金審議会の審理公開及び
最低賃金の効力発生時期の改善を求める会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、中央最低賃金審議会に対し、全国の最低賃金額の目安を大幅に引き上げるよう求める。
- 2 当会は、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求める。
- 3 当会は、徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論を行う最低賃金専門部会の審理については、全面公開された三者協議の場においてこそ実質的な議論を実施するよう求める。
- 4 当会は、徳島地方最低賃金審議会に対し、次回以降の最低賃金改定時には、「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法14条2項）から最低賃金改定の効力が生じるように改善することを求める。

第2 声明の理由

- 1 徳島県の地域別最低賃金は、令和8年1月1日から1時間1046円に引き上げられた（引き上げ前は1時間980円）。

しかし、労働者の生活の安定という点からは、未だ十分な引上げとは評価できない。

すなわち、我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網」（セーフティーネット）として実効的に機能させるためには、最低賃金を基準にフルタイムで働いた場合にも人間らしい生活を送ることができる社会を志向して、最低賃金額が検討されなければならない。

ところが、1時間1046円という水準では、労働者が仮にフルタイム（1日8時間、週40時間、月平均173.8時間）で働いたとしても、各種控除前の名目給与金額は月約18万2000円、年収約218万円である。また、労働者が平均的な所定労働時間（月平均154時間）で働く場合には、各種控除前の名目給与金額は月約16万1000円、年収約193万円にしかならない。いずれの場合も、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万をわずかに超えるか、それを下回っている。この賃金額では、労働者が十分に生活していけるだけの水準が確保されているとは到底

言い難い。

さらに、近年、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。昨今の労働組合の全国組織が学者と協力して調査した結果（以下「本件調査結果」という。）によれば、近年の物価上昇の中で、若者が自立して人間らしく生活するために必要な生計費は、時給に換算すると1700円から1900円と試算された。「労働者の生活の安定」という最低賃金法の目的を実現するためには、現在の大幅な物価上昇も踏まえればなおさら、その額を大幅に引き上げる必要がある。

2 最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

本件調査結果によれば、地域別最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比較して住居費が低廉であるものの、通勤その他の社会生活を営むために余儀なくされる自動車の維持費・交通費が高いなど、支出の内訳は異なるものの支出の総額には大差がないことが背景にある。

ところが、徳島県の最低賃金額である1046円と最も高額である東京都の1226円とを比べると、その間に180円もの開きがある。かかる最低賃金の地域間格差の存在は、当県からの有為な人材の流出を引き起こしかねないとともに、人口減少に危機感を抱いている本県において、人口環流の障壁ともなりかねない。そのため、徳島県の最低賃金額は、少なくとも全国加重平均額（都道府県ごとの最低賃金額を合計して47で除した金額ではなく、都道府県ごとの最低賃金額に都道府県ごとの労働者数を乗じた額について、これを全労働者数で除した金額。令和7年度は1121円。）を超える金額まで引き上げるにより、最低賃金額の地域間格差の解消を図る必要がある。

3 令和7年度から、最低賃金額について実質的な議論を行うために設置されている徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の三者協議が全面公開されることとなった。これは、労働者代表委員や使用者代表委員から、どのような根拠に基づいてどのような主張がなされたのか、徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのか、そのプロセスを明らかにし、その結果、最低賃金によって最も生活に影響を受ける低賃金労働者や非正規労働者が、最低賃金の決定過程について情報を得ることができるという点から、前進ではある。

しかし、同年度の専門部会においては、公開された三者協議はわずかであり、労働者・公益委員、使用者・公益委員、労働者・使用者間の二者協議がほとんどの時間を占めていた。そして、これらの二者協議は公開されてい

ないため、実体は、専門部会の全面公開とはほど遠い。

徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのか、そのプロセスを公開し、最低賃金の決定過程を透明化するという観点から、全面公開された三者協議の場においてこそ実質的な議論が実施されるべきであり、今後の審議の進め方について、公開の趣旨が形骸化しないよう注視していく必要がある。

- 4 令和7年度の最低賃金改定の発効日が令和8年1月1日まで遅延されたことも問題である。

最低賃金法14条2項では、別段の決定のない限り「公示の日から起算して30日を経過した日」から最低賃金改定の効力が生じることとされている。

しかし、徳島地方最低賃金審議会が何の理由づけもなく改定の発効日を令和8年1月1日まで遅らせる内容の答申を行ったため、徳島県では、令和7年内は最低賃金が980円のまま据え置かれた。その結果、隣県の最低賃金が、淡路島を含む兵庫県は令和7年10月4日から1116円（改定前1052円）に、香川県は同月18日から1036円（改定前970円）に、愛媛県は同年12月1日から1033円（改定前956円）に、高知県は同日から1023円（改定前952円）にそれぞれ引き上げられたことに伴い、徳島県の最低賃金は、一定期間、隣県よりも著しく低い状況となってしまったのである。

このような発効日の遅延は、新たな地域間格差の発生につながりかねないことや、物価高騰が続く現在、低賃金労働者の生活改善を妨げることも無視できない。次回以降の最低賃金改定時には、「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法14条2項）から最低賃金改定の効力が生じるように改善すべきである。

- 5 最低賃金額の大幅な引き上げは、特に地方の中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいことから、日本の経済を支えている中小企業が賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、さらに、例えば、社会保険料の事業主負担を免除・軽減等の支援策や、人件費等の上昇を取引価格に適正に反映させられるように独占禁止法・中小受託取引適正化法等の法規制を積極的に運用すること等も有効であり、これらの諸施策によって、最低賃金額の引き上げだけでなく、広く労働者の賃金水準の向上を促し、経済の好循環にも寄与するものとする。
- 6 以上のことを踏まえて、当会は、
- (1) 中央最低賃金審議会に対し、全国の最低賃金額の目安を大幅に引き上

げること、

- (2) 徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げること、
 - (3) 徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論を行う最低賃金専門部会の審理については、全面公開された三者協議の場においてこそ実質的な議論を実施すること、
 - (4) 徳島地方最低賃金審議会に対し、次回以降の最低賃金改定時には、「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法14条2項）から最低賃金改定の効力が生じるように改善すること、
- を求める。

2026年（令和8年）6月15日

徳島弁護士会

会長 生長 拓也

令和 8 年 7 月 12 日

令和 8 年度最低賃金額改定の審議に向けた要望書

徳島地方最低賃金審議会 御中

徳島県中小企業家同友会

令和 7 年度の地域別最低賃金は、全国加重平均 66 円の引上げとなり、過去最大の改定となりました。最低賃金の引上げは、働く人々の生活の安定と地域経済の活性化を図る上で重要な施策であり、私たち使用者側もその必要性について十分認識しています。

一方で、本年度示された各種資料では、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。中小企業景況調査では、2026 年 1－3 月期の全産業の業況判断 DI が▲17.6 となり、3 期連続で低下しました。また、原材料・商品仕入単価 DI は 66.5 と高い水準にあり、従業員数過不足 DI も▲23.2 と、人手不足感が続いています。

さらに、全国の企業倒産件数は 2 年連続で 1 万件を超え、2025 年度は 1 万 425 件となりました。人手不足倒産は 441 件、物価高倒産は 963 件となり、いずれも過去最多を更新しています。徳島県においても、2025 年度の倒産件数は 71 件、前年度比 44.9%増となっており、県内中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

原材料価格やエネルギー価格の高騰に加え、人件費負担の増加、慢性的な人材不足など、中小企業経営は複合的な課題に直面しています。特に地方では、大企業との人材獲得競争が激化し、人材流出が続く中で、賃上げの必要性和支払能力との間で苦慮する企業が少なくありません。

こうした状況を踏まえれば、最低賃金法第9条第2項が定める「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の三要素を総合的に勘案し、地域の実態に即した審議を行うことが極めて重要であると考えます。

また、県全体の賃金・所得に関する統計指標は、地域経済の構造を把握する上で重要である一方、産業構造、大企業・公的部門の比重、雇用者構成等の影響を受けるため、最低賃金の影響を強く受ける中小・小規模事業者の支払能力を直接示すものではありません。県民経済計算も、都道府県間比較が可能となるよう統一的な推計方法に基づく統計であり、地域全体の経済構造を見る資料として活用されるべきものです。

したがって、徳島県においても、都市部や近隣県との単純比較、あるいは最低賃金額の順位のみを重視するのではなく、地域経済を支える中小企業の持続可能性を十分考慮した判断をお願いしたいと考えます。

私たちは、中小企業家同友会が掲げる「人を生かす経営」の理念のもと、社員と共に付加価値を高め、その成果を賃金や人材育成に還元していく経営を目指しています。また、持続的な賃上げを実現するためには、労使が一体となって生産性の向上や付加価値の創出に努めるとともに、適正な価格転嫁を着実に進め、賃上げにつながる好循環を築いていくことが重要であると考えています。

最低賃金の引上げを持続可能なものとするためには、最低賃金額そのものの議論にとどまらず、県内中小企業が賃上げ原資を生み出せる経営環境を整えることが不可欠です。

以上の認識に基づき、次の事項について強く要望いたします。

1. 徳島県の実情に即した慎重審議

最低賃金改定は、徳島県内の中小・小規模事業者の実態を十分に把握したうえで、法定三要素である生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力に基づき、徳島県の実情を反映した慎重かつ丁寧な審議をお願い申し上げます。

最低賃金の引上げは、時給者だけでなく、既存社員の賃金体系全体に波及します。業種、規模、取引構造、価格転嫁の可否、採算状況、人材確保の実態は企業によって大きく異なるため、平均値だけでは把握できない現場の実態を踏まえた判断をお願いいたします。

2. 社会保険料等の事業主負担への配慮

賃金引上げと同時に、社会保険料などの法定福利費も増加するため、中小企業の負担は年々重くなっています。最低賃金の引上げは、時間給の上昇にとどまらず、賞与、手当、既存社員との賃金バランスなどを通じて、企業全体の総人件費に影響します。

安心して人材を雇用し、継続的な賃上げを実現できるよう、社会保険料負担への配慮、税制面での支援、補助・助成制度の拡充など、中小企業への経営支援策を速やかに導入するよう、国及び関係機関へ強く要望していただけるようお願い申し上げます。

3. 中小企業の賃金引上げへの支援の充実

最低賃金引上げを継続して実現するためには、企業が安定して利益を確保し、その利益を人への投資へ還元できる環境が必要です。

賃上げ促進税制の拡充、設備投資支援、生産性向上支援、DX・AI導入支援、省力化投資支援など、付加価値向上につながる支援策をさらに充実するよう、国、徳島県及び関係機関へ強く要望していただけるようお願い申し上げます。

あわせて、制度の活用にあたっては、手続きの簡素化、要件の分かりやすさ、県内中小企業の実情に即した伴走支援の充実をお願いいたします。

4. 公正な価格転嫁の推進

人件費、原材料費、エネルギー価格、物流費等の上昇を適正に販売価格・取引価格へ反映できる公正な取引環境を実現することが、賃上げを持続させる最大の条件です。

価格転嫁が進まないまま人件費のみが上昇すれば、企業の利益、投資余力、人材育成余力が損なわれ、結果として継続的な賃上げが困難になります。

労務費を含む価格転嫁対策をさらに徹底するとともに、発注者・受注者双方が適正な価格形成を行える市場環境の整備がより一層進むよう、国及び関係機関へ要望していただけるようお願い申し上げます。

5. 人材育成への支援

地域企業の競争力向上には、人材育成への継続的な投資が不可欠です。職業能力開発や技能習得、デジタル技術習得への助成制度を充実するとともに、企業が主体的に人材育成へ取り組める支援制度の拡充を、国及び関係機関へ要望していただけるようお願い申し上げます。

賃上げを一時的な対応に終わらせず、社員一人ひとりの能力向上と企業の付加価値向上につなげる
ことが、持続的な賃金上昇の基盤になると考えます。

6. 地域に人材が定着する仕組みづくり

徳島県では若年層の県外流出が続いており、人材確保は地域企業共通の課題となっています。地域企
業の魅力発信、産学官連携によるキャリア教育、UIJ ターン促進、若手人材の育成・交流機会の創出
など、若者が徳島で働き、成長し、将来展望を描ける環境づくりを一層推進していくよう、徳島県へ
強く要望していただきますようお願い申し上げます。

最低賃金制度は、労働者の生活を守るための重要な制度であると同時に、地域経済を支える中小企業
が健全に発展してこそ、その役割を十分に果たすことができます。

私たちは、最低賃金の引上げに反対するものではありません。むしろ、継続的な賃上げを可能とする
経営環境の整備こそが、労働者、企業、そして地域社会のすべてに利益をもたらすものと考えます。

最低賃金の議論を、最低賃金額だけの議論にとどめるのではなく、徳島県の中小企業が付加価値を高
め、その成果を社員へ還元し、地域経済全体の賃上げ力を高めていくための政策議論として深めてい
ただくことを強く要望いたします。

地域経済を支える中小企業が将来にわたり雇用を守り、人材を育成し、地域社会へ貢献し続けること
ができるよう、最低賃金制度と各種中小企業支援施策を一体的に推進していただくとともに、労使が
一体となって適正な価格転嫁と持続的な賃上げの好循環を実現できる環境づくりが一層推進されるこ
とを強く要望いたします。

以 上



2026 年 7 月 16 日

徳島地方最低賃金審議会 御中

2026 年度最低賃金額改定に向けた意見書

徳島県労働組合総連合

議長 山本 正美

はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、徳島労連は、徳島地方最低賃金審議会に対して、物価高騰が続くなかで、広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、第一に、最低賃金の地域間格差（額）を解消し、法の要請する「健康で文化的」「人たるに値する」最低限の生計費（1,700 円以上）に早期に引き上げる内容の答申すること、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置を国や県に要請するとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に要請することを求めます。

6 月 25 日に開催された中央最低賃金審議会では、2025 年度最低賃金改定で 39 道府県が中央の目安額を上回る答申を行ったことについて「近隣県との競争意識」や「最下位回避の意識」があったなどとしていますが、生活できる賃金を求める声や地域格差による県外流出を止めたいという地方の切実な思いが反映されたものに他なりません。中央審議会が、目安額を大きく上回る答申を抑制したり、地方審議会の自主的・主体的な判断を萎縮させることがあってはならないといえます。本年 7 月からも飲食料品だけで 2,566 品目が値上げされ、年間で 2 万品目を超える（帝国データバンク調べ）など物価高騰が長期化するなかで、労働者の生活は厳しさを増しています。また、地方の人手不足は深刻で県外流出を防ぐために賃金の地域格差を是正する声も強まっています。

このような中で、労働組合はもちろん、政府や大企業も「賃金引上げ」が必要と言わざるを得ない状況となっています。一方で、中東情勢の緊迫化やそれに伴う経済への影響を背景にした、経営悪化を理由に賃金引き上げを抑制する動きや雇用調整の拡大が起きています。しかし、リーマン・ショックなど過去の経済危機に際して行われた雇用破壊や賃金抑制による「労働者しわ寄せ型」の対応は、日本経済の停滞を長期化させるだけで、その誤りを繰り返してはなりません。日本の実質賃金は 2025 年で前年比 0.5%減、4 年連続マイナスとなり、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。こうしたなかで、前政権が掲げていた「2020 年代に全国平均 1,500 円」という目標は、高市政権のもとで「2030 年代前半」に後退させています。しかし最低賃金の大幅引き上げは、労働者・国民の生活と国民経済の「失われた 30 年」からの再生に不可欠であり、もはや先送りできない政治課題です。政府が掲げてきた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄と言わなければなりません。

今必要なのは、賃上げを日本経済再生の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換することです。GDP の 6 割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるために、最低賃金の抜本的引き上げと地域間格差の解消は不可欠です。そのためには、働けば人間らしく暮らせる最低生計費を明確にし、その水準に基づく最低賃金の審議を審議会が行うことです。それこそが、生

存権を保障し、国民経済の健全な発展を支えることを目的とする最低賃金法の本来の役割であると考えます。

1.物価高騰下でも、働けば人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する答申を求めます

2025 年度地域別最低賃金改定では、全国加重平均 1,121 円（前年比 66 円・6.3%増）と額・率とも過去最高となりました。中央最低賃金審議会答申が地域間格差を縮める目安を出し、その目安を 39 道府県が上回りました。引き上げの根拠として地域間格差による「労働力人口流出」や「地域間格差是正」を挙げていることが特徴であり、地域間格差の解消をめざす流れが強まりました。

徳島県においても、目安 63 円を 3 円上回る 66 円と過去 2 番目に高い引き上げとなり、1,046 円となりました。しかし、時給 1,046 円は、法が要請する「健康で文化的」や「人たるに値する」生活にはほど遠い額と言わざるを得ません。また、若者が多く流出する都市部との格差も 2～3 円しか縮まらず、依然として大阪 131 円、東京 180 円、隣県兵庫 70 円と大きな格差があり、働き手の流出に歯止めがかからないと言えます。私たちの求めている「いますぐ 1,500 円以上」はもとより、当時政府が掲げていた「2020 年代に 1,500 円」（年+7.5%）の水準にも届いていません。最低賃金近傍の労働者の生活改善が実感できる水準となっていない。

全労連と地方組織は全国 29 都道府県で 5 万人超の協力で“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」を行ってきました。その結果、全国どこでも 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 27 万円(税込み)・時間額 1700 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示され、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。さらに物価上昇を加味した直近の試算では 1,800 円、1,900 円の結果が出ており、1,500 円でもすでに生活できない状況が示されています。

また海外では、物価上昇や一般労働者の平均賃金の中央値を指標に最低賃金の大幅引き上げが行われており、オーストラリア 2,887 円、イギリス 2,656 円、アメリカ・ワシントン州では 2,655 円となっています。日本の最低賃金（平均）は主要先進国の中でも低水準で、韓国を下回っています。徳島県の 1046 円では、月 150 時間労働でも月 15.7 万円、年収 188.3 万円にしかありません。173.8 時間換算でも月 18.2 万円、年収 218.2 万円であり、税・社会保険料を差し引けば普通に暮らすことは到底困難です。改めて、働くことで人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する生計費を議論し、それにふさわしい答申を出すため、これまでの延長線上ではない審議を求めます。

最低生計費試算調査の結果

※物価高騰分を加味し再試算した結果。但し、宮崎市は暫定値。さいたま市は2回目の調査結果を掲載（2回目は2016年）。

2026年6月26日現在			
調査年	調査地（市）	月額	時間額
22年	水戸市	265,572	1,770
	神戸市	243,932	1,626
24年	札幌市	262,307	1,749
	鹿児島市	268,696	1,791
	長崎市	252,099	1,681
	山口市	252,263	1,682
	福岡市	266,498	1,777
	さいたま市	274,690	1,831
25年	岡山市	273,249	1,822
	大阪市	274,021	1,827
	長野市	282,296	1,882
	新潟市	275,562	1,837
	北区	285,034	1,900
	京都市	284,202	1,895
26年	静岡市	285,596	1,904
	岐阜市	276,778	1,845
	青森市	249,534	1,840
	秋田市	253,580	1,880
	宮岡市	258,003	1,909
	山形市	252,566	1,882
	仙台市	260,006	1,970
	福島市	255,344	1,885
	宮崎市	284,182	1,895
	高知市	291,570	1,944
	名古屋市	283,284	1,889

物価高騰とライフスタイル変化で1500円台はなし

1500円台 なし 1800円台 13市
1600円台 3市 1900円台 5市・区
1700円台 4市

マーケットバスケット方式で、「25歳などの若者が世帯で生活するのに必要な生計費。月に数回の飲み会やサブスクリプションなども含めて、人間らしい生活を想定した額。ギリギリの生活ではなく、人間らしく生活するのに必要な生計費を試算したもの。物価高騰の中で、以前の調査も再試算されている。※月の労働時間は150時間で除して時給を算出している。

監修：静岡県立大学経済学部 中澤秀一准教授

2. 全国一律制度実現めざし、地域間の格差解消を求めます

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者流出の要因となっています。最低賃金の地域間格差は賃金格差となり、診療報酬や介護報酬が全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉労働者の所定内賃金は地域別最低賃金と連動しています。さらに、公務員賃金、生活保護、年金、保険料など様々な制度格差にもつながっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、地域経済の疲弊を招いています。地方から大都市への人口移動は地域経済を冷え込ませ、中小企業の人手不足に深刻な影響を与えています。格差是正には、ベースとなる最低賃金の地域間格差是正が必要です。そのうえで地域特性を生かした施策が可能になるのです。

徳島県では、若者を中心に都市部への流出が続いています（別紙資料参照）。2024年は外国を除く他都道府県への流出は、大阪、東京、兵庫などに2,861人が流出（徳島県統計協会の徳島県人口移動調査結果報告書による）していましたが、2025年も2,287人が流出（平成7年国勢調査住民基本台帳移動報告年報による）しています。特に、15歳～34歳の若者の占める割合が流出全体の2024年は85.0%、2025年は93.5%にも上っており、3千5百人まで減少している徳島県の出生数に拍車をかける状況になっています。その一つの要因が賃金格差にあります。令和7年の賃金構造基本統計調査によると、医療業（10人以上）でみると毎月決まって支給される賃金給与額が徳島が336,200円に対し、大阪は407,900円、東京は434,100円、兵庫は362,000円となっていました。2年前に意見陳述した看護師が、同じ大学を出て大阪の病院に就職した友だちと年収で100万円以上違う、人が集まらずぎりぎりの人員で回っていていつ医療過誤を起こすか恐怖の中で働いている旨の話しがありましたが、昨年の調査結果でも毎月の賃金だけで大阪と71,700円の差があるのです。彼女も結局賃金の高い都市に転職してしまいました。全産業計を見ても同じ傾向にあり、最低賃金の格差は、賃金構造に大きく反映し、それは労働者の流出につながっているとと言えます。徳島県知事をはじめ他の自治体首長も、人口流出や地域経済の疲弊を放置できないとして、地方最低賃金審議会に対し格差是正と最低賃金引き上げを求める行動を行っており、地方政治の重要な焦点となっています。2025年の改定では、最高額の東京都が1,226円、最低額は1,023円と、依然として203円（16.6%）もの格差があります。しかし、前述したように最新の「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額27～28万円（税込）、時間額1,800円以上（月150時間）必要との結果が示されています。

昨年は39道府県で目安を上回る引き上げとなりましたが、現行のランク制による地域別最低賃金制度では、最低賃金の低い地域ほど現状の支払い能力や経済状況が勘案され、低いまま決定される構造的問題があります。目安額の上乗せは、近隣県との格差是正だけでなく、深刻な人手不足や若者の人口流出に歯止めをかけ、地域経済を維持したいという切実な危機感の表れです。また、「地域間格差拡大の抑制」という考え方は、最低賃金が高い地域の引き上げを抑制する要因になっています。地域別のままで格差をなくすことは基本的に不可能と考えます。全国一律制度への法改正が必要であり、大幅引き上げが議論されている今こそ好機です。地域間格差解消に向けた計画的な答申を検討いただくとともに、徳島地方最低賃金審議会として国に対し、「最低賃金法を全国一律制に改正する」よう進言する答申を行うことを求めます。

3.発効日は原則を守り、先送りは行わないよう求めます

2025年の改定で看過できない問題となっているのが、発効日の大幅な先送りです。発効日は「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法第14条2項）が原則ですが、2024年にも徳島県は11月1日発効と先送りがありましたが、答申日の遅れや諸事情から見れば許容範囲だったと言えますが、昨年は、前年よりも低い引上げ額にもかかわらず、年を越える発効日となり、物価高騰に苦しむ労働者に追い打ちをかけるものとなりました。徳島県の最低賃金額は、目安プラス3円の66円引き上げられましたが、発効日は2026年1月1日と隣県兵庫県の2025年10月4日から約3ヶ月も遅れて実施されました。これまで兵庫県との最賃格差は時給72円でしたが10月4日から12月末までの約3ヶ月間は136円にも拡がりました。10月からの1年間の平均引き上げ額に換算すれば兵庫の64円に対し、徳島は49.5円にしかありません。1月1日からこれまでより格差が2円縮小し70円となりましたが、3ヶ月間の64円に及ぶ格差拡大を僅か2円でもどそうとすれば、8年もかかります。発効日の先送りは、地域格差を拡げる結果となっています。

中央最低賃金審議会も「発効日の先送り・分散化」について早期発効の重要性を示し、「発効日を引上げ額との『交渉材料』にすべきではない」としています。

発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。とりわけ、物価高騰で苦しむ労働者に追い打ちをかける暴挙と言わざるを得ません。最低賃金はその年の4月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら4月に遡って支払われてしかるべきもので、10月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。10月発効の原則を守るよう強く求めます。

4. 中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください

政府は昨年、「2020年代に全国加重平均1,500円」を目標に掲げ、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案を示しました。ところが、高市首相は2020年代を2030年代前半と先延ばししています。

しかし、歴史的な物価高騰のもとで、時給1,500円でも十分な生活保障水準とは言えず、実現までに長期間を要しては、労働者の生活の安定ははかれません。さらに目標が全国一律ではなく「全国加重平均」では不十分です。最低賃金は、働くすべての人に人間らしい生活を保障するための制度であり、国がその責任を果たすことが求められます。

日本では企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。他方で、最低賃金を「支払い能力」で抑制する考え方では、賃金が「労働に対する適正な対価」であるという原則が損なわれます。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位の取引構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

現在の施策パッケージ案は、生産性向上や効率化支援が中心となっています。その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（＝人員削減）を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。社会保険料の事業主負担軽減や、賃上げ分への直接補助など、中小企業が実際に賃上げを実施できる支援策の拡充が求められます。

また、各地での運動の広がりや、目安額を上回る引き上げに対応した自治体独自の補助制度を

実現する成果にもつながっています。宮崎県では、従業員1人当たり7万円・1事業所当たりの上限は50人（350万円）の支援金を支給する制度を実施しています。こうした経験も踏まえ、国や地方自治体による支援策の抜本的拡充が必要です。

あわせて、労務費の適正な価格転嫁、公正取引の徹底、公契約における最低制限価格制度の強化など、賃上げ原資を中小企業へ循環させる施策を、実効性ある形で進める必要があります。

最低賃金は、生存権を保障するための最低基準です。物価上昇を上回り、生活改善を実感できる水準への大幅引き上げとともに、地域間格差の解消につながる全国一律最低賃金制度の実現が必要です。徳島地方最低賃金審議会におかれては、人間らしい生活ができる水準の答申額を示すとともに、その実現を支える中小企業支援策の抜本的強化を求める提言を行うよう要望します。

5. 審議を全面公開し、広く国民が関心をもてる運営に改善してください

中央最低賃金審議会は、私たちが求めてきた審議の「原則公開」を3年前からおこない、その流れは全国で広がりました。しかし、審議は「公開」したものの、金額など実質的な審議となる専門部会では、三者協議以外は相変わらず、非公開で行われ「公労」や「公使」、徳島では異例の「労使」の「二者協議」、でおこなわれており、議事録も残りません。専門部会の傍聴に参加しても冒頭から二者協議に入り、最後は「労使」が合意したからとして公益委員もそれに同意して、「全会一致」とされ、その結果だけがそのまま答申される状況となっています。それに至った根拠も経緯も一般労働者・県民に明らかにされないままとなっています。

2026年度最低賃金額改定の審議は、長引く物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者にとって、また、人手不足の解消や地域経済の活性化にむけても重要なものとなります。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」（鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話）という経験が報告されています。

さいごに

人口減少が加速しています。2025年の合計特殊出生率は1.13～1.14で統計がある1947年以降で過去最低を更新し続けています。同年の出生数は67万人台となり、推計より15年前倒しとされるほどです。加えて、東京一極集中に象徴されるように、地方から都市部への人口移動がコロナ「5類」移行後に加速しており、地方経済に大きなダメージとなっています。

出生の減少は、出産後の支援強化も必要ですが、根本的には希望する人すべてが子どもを産み育てられる経済的基盤を持つことが大前提だと考えます。同じ仕事をしているのに、働く地域によって大きく異なる賃金水準を放置しては、賃金の高い地域に労働者が移動することを防ぐことはできません。

これらを是正するためには、最低賃金を大幅に引き上げるとともに、全国一律にすることだと考えます。そのことを述べて徳島労連の意見とします。

以 上

資料

県外移動状況(令和6年1～12月総数)

NO	都道府県	転入	転出	流出
1	大阪	1155	1773	618
2	東京	706	1169	463
3	兵庫	870	1195	325
4	香川	970	1248	278
5	千葉	229	431	202
6	神奈川	339	512	173
7	愛知	296	425	129
8	岡山	315	442	127
9	京都	246	359	113
10	埼玉	187	274	87
11	福岡	181	248	67
12	茨城	49	110	61
13	滋賀	92	139	47
14	静岡	113	159	46
15	愛媛	616	651	35
16	大分	45	76	31
17	和歌山	60	90	30
18	佐賀	18	43	25
19	広島	361	385	24
20	鹿児島	56	79	23
21	群馬	39	61	22
22	宮崎	30	52	22
23	山梨	18	34	16
24	北海道	123	138	15
25	長野	48	63	15
26	三重	89	103	14
27	岐阜	56	67	11
28	岩手	11	20	9
29	熊本	54	62	8
30	福島	18	25	7
31	山口	159	165	6
32	栃木	48	48	0
33	秋田	10	9	-1
34	長崎	65	63	-2
35	宮城	37	34	-3
36	新潟	42	38	-4
37	島根	65	61	-4
38	山形	15	10	-5
39	福井	25	20	-5
40	鳥取	39	34	-5
41	石川	53	44	-9
42	沖縄	125	113	-12
43	青森	44	29	-15
44	富山	42	22	-20
45	奈良	134	112	-22
46	高知	442	363	-79
47	国外	2423	1287	-1136
合計		11158	12885	1727
国外除く		8735	11598	2863

5歳階級別 県外移動状況(同)

NO	5歳階級	転入		転出		流出	
		総数	国外	総数	国外	総数	国外除
1	0～4	428	59	492	41	64	82
2	5～9	264	39	320	48	56	47
3	10～14	148	44	188	33	40	51
4	15～19	647	149	826	20	179	308
5	20～24	2,364	653	3,146	174	782	1,261
6	25～29	2,124	514	2,552	293	428	649
7	30～34	1,339	321	1,448	217	109	213
8	35～39	1,003	278	997	177	-6	95
9	40～44	663	148	711	106	48	90
10	45～49	520	97	577	66	57	88
11	50～54	509	52	570	54	61	59
12	55～59	359	25	346	25	-13	-13
13	60～64	267	19	208	5	-59	-45
14	65～69	165	12	126	11	-39	-38
15	70～74	124	6	104	8	-20	-22
16	75～79	93	4	80	8	-13	-17
17	80～84	56	3	63	1	7	9
18	85～89	57	0	63	0	6	6
19	90～94	20	0	49	0	29	29
20	95～99	8	0	15	0	7	7
21	100以上	0	0	2	0	2	2
合計		11,158	2,423	12,883	1,287	1,725	2,861
15～34						2,431	85.00%

平成7年国勢調査 住民基本台帳人口移動報告年報
年齢別他都道府県からの転入者数・他都道府県への転出者数

NO	5歳階級	転入	転出	流出
0	総数	9,155	11,602	2,447
1	15～19	607	950	343
2	20～24	1,824	3,233	1,409
3	25～29	1,646	2,102	456
4	30～34	1,027	1,106	79
15～34		5,104	7,391	2,287
				93.50%

令和7年賃金構造基本統計調査 都道府県・産業別
企業規模計(10人以上)毎月決まって支給する賃金給与額

業種	東京	大阪	兵庫	徳島
全産業計	448.5	376.5	369.1	327.9
医療福祉	391.5	360.6	327.2	313.8
医療業	434.1	407.9	362.0	336.2
医療業比率	129.1%	121.3%	107.7%	100.0%

単位千円

最賃額 1,226 1,177 1,116 1,046 単位円時間額
117.2% 112.5% 106.7% 100.0%

2026 年 7 月 20 日

徳島地方最低賃金審議会 御中

意見書

最賃問題を考える徳島懇談会

代表幹事 堀金 博

1. 法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができる最低賃金額を求めます

2025 年の徳島県の最低賃金の引き上げ額は前年に続く過去 2 番目に高い引上額となりましたが、時給 1,046 円では法の要請する「健康で文化的な生活」や「人たるに値する生活」を保障するものとはなっていません。時給 1,046 円で月 173.8 時間働いたとしても 181,795 円にしかならず、そこから、健康保険料 9,423 円、厚生年金保険料 16,470 円、雇用保険料 900 円、源泉徴収税（国税）2,630 円が控除され、更に住民税が特別徴収されれば、実際に支給されるのは 15 万円に満たない額となります。一方で、深刻な物価高騰が続いており、生活に欠かせない飲食料品だけでも本年 7 月から 2,566 品目が値上げされ、飲食料品の値上げは 2 年連続で年間 2 万品目を超えると言われています。

全労連などが全国で行ってきた 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費の調査によると、全国どこでも月額 27 万円（税込み）、時間額 1,700 円以上（月 150 時間換算）が必要との結果が出ています。さらに物価上昇を加味した直近の試算では 1,800 円、1,900 円の結果が出ており、時間額 1,500 円でもすでに生活できない状況が示されています。

また海外では、物価上昇や一般労働者の平均賃金の中央値を指標として最低賃金の大幅引上げが行われており、オーストラリア 2,887 円、イギリス 2,656 円、アメリカ・ワシントン州では 2,655 円となっています。日本の最低賃金は主要先進国の中でも低水準です。

改めて、「健康で文化的」で「人たるに値する」生活ができる最低賃金額を答申されるよう求めます。

2. 地方経済を守るためにも地域間格差を解消し、全国一律制度の実現を求めます

徳島県は本年 7 月 6 日、2025 年国勢調査速報値に基づき、2026 年 4 月 1 日時点の徳島県の人口が 67 万人を割り 669,751 人だったと発表しました。この発表によると、2026 年 4 月 1 日までの 1 年間の出生が 3,561 人、死亡が 10,751 人で「自然減」が 7,190 人、国外を含む「社会減」が 1,452 人だったということです。一方、国外を除く「令和 7 年国勢調査住民基本台帳人口移動報告年報」の年齢別他都道府県からの転入・他都道府県への転出者数をみると、2025 年 1 年間の転入総数は 9,155 人、転出総数は 11,602 人であり、1 年間で 2,447 人の流出となっています。昨年、徳島県統計協会（当時）が発表した 2024 年の人口移動結果報告では流出が 2,861 人でしたので、2025 年 1 年間の流出数は前年よりは減少していますが、15 歳から 34 歳の若年層の流出比率は、2024 年が 85.0%だったのが 2025 年は 93.5%と悪化しています。特に 20～24 歳では 1,409 人と流出数全体の 57.6%を占めており、県外への就労を求める若者が多くなっている状況です。

全国どこでも最低生計費にほとんど差がないにもかかわらず、賃金は都市部と大きな格差があ

ることが要因と言えます。「令和7年賃金構造基本統計調査都道府県・産業別企業規模計（10人以上）毎月決まって支給する賃金給与額」を見ると全産業計では、東京が44.85万円、大阪が37.65万円、兵庫が36.91万円、徳島が32.79万円となっています。最低賃金の格差が、賃金形態全体に反映する状況になっています。徳島県から若者を流出させないためには賃金格差を是正することが求められています。

最低賃金の全国一律制度の実現とそれに向けた地域間格差の是正を計画的にすすめることを求めます。

3.「発効日の先送り」は行わず、答申後1ヶ月の原則を守ってください

2025年の改定で看過できない問題となったのが、発効日の先送りです。徳島県の最低賃金額は目安プラス3円の66円引き上げられましたが、発効日は1月1日と隣県兵庫県の10月4日から3ヶ月も遅れて実施されました。これまで兵庫県との最賃格差は時給72円でしたが10月4日から12月末までの3ヶ月間は136円にも拡がりました。10月からの1年間の平均引き上げ額にすれば兵庫の64円に対し、徳島は49.5円にしかありません。1月1日からこれまでより格差が2円縮小し70円となりましたが、3ヶ月間の64円に及ぶ格差拡大を僅か2円でとりもどそうとすれば、8年もかかります。発効日の先送りは、地域格差を拡げる結果となっています。

中央最低賃金審議会も「発効日の先送り・分散化」について早期発効の重要性を示し、「発効日を引上げ額との『交渉材料』にすべきではない」としています。

発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。とりわけ、物価高騰で苦しむ労働者に追い打ちをかける暴挙と言わざるを得ません。

10月発効の原則を守るよう強く求めます。

4. 中小企業支援策の抜本的な強化を国と県に求めてください

（1）徳島県内の中小事業者の現状

徳島県内の事業所の約80～85%が小規模事業者（従業員20人以下）であり、中規模事業者（従業員20～300人）も含めると、徳島県内の企業の約99%前後が中小企業です。特に飲食・小売・サービス・建設の各業種は小規模事業者の比率が高くなっており、徳島の地域経済は小規模事業者を中心に支えられる構造になっています。そのため、人手不足・価格転嫁の難しさ・設備投資の遅れが共通の課題となっています。

また、徳島県内の中小事業者は、中東情勢の悪化による燃料・原材料の高騰と供給不安の直撃を受けています。県内企業の8割以上に影響があり、コスト上昇、仕入れ困難、需要減退で、特に製造業・観光業・サービス業で影響が深刻化しています。

（2）賃上げの対応

徳島県内では2025年12月時点で53.5%の企業が賃金を引き上げており、既に過半数の企業が賃上げ対応をしています。そのうち「最低賃金を下回るため賃金を引き上げた」企業が36.4%存在しており、利益は上がっていても人件費の負担は増えています。そして、従業員10人未満の企業に限ると、賃上げ実施率が44.9%と半数に満たない状況です。

一方で「最低賃金を上回っているため賃金を引き上げない」企業の割合は33.3%です。小規模事業者は、賃上げの原資が乏しく、対応が二極化しています。製造、サービス、卸・小

売の各業種では賃上げ実施が半数を超えていますが、小規模事業者が多い「その他非製造業」では 43.6%と半数に達していません。

賃上げ対象はパート従業員の 70.1%が最多です。正社員（一般）も 55.8%が賃上げ対象となり、企業全体の賃金体系に影響しています。徳島県の倒産件数（ただし、負債 1,000 万円超）は、2025 年には年間 67 件で前年比 1.5 倍超に達しましたが、2026 年上半期は 45 件と昨年をも上回るハイペースで増加しています。

（３）最低賃金「1,046 円」への引上げの影響（2026 年 1 月 1 日施行）

小規模事業者は原材料高騰・光熱費上昇も重なり、複合的なコスト増に直面しています。価格交渉を行った企業は 61.4%ですが、「すべて価格転嫁できた」企業は 17.6%にとどまっています。人件費上昇分を価格転嫁するのは厳しくなっています。従業員 10 人未満の企業になると「まったく価格転嫁できていない」企業も約 1 割あります。小規模事業者が多い「その他非製造業」では、「半分も価格転嫁できていない」企業が 55.9%あり、小規模事業者ほど価格転嫁が困難になっています。

（４）最低賃金の引上げ支援策

企業が検討している経営策としては、業務効率化、諸経費の見直し、価格転嫁、残業削減、省力化設備、IT ツール導入、人材育成強化などがあります。賃上げ原資確保のための投資と改革が必要です。徳島労働局も付帯決議にて「中小・小規模が大半で、価格転嫁が困難な状況を踏まえ、さらなる支援が必要」と指摘している通り、持続的な賃上げを実現するため、以下の抜本的な支援策の実現が不可欠です。

①社会保険料負担の軽減

現在、中小企業の社会保険料（健康保険・厚生年金・子ども子育て支援金・雇用保険・労災保険等）の会社負担は、給料の約 15～16.5%に達しています。最低賃金の引上げに伴い、自動的に増大していく社会保険料の負担を軽減する特例措置等の策を講じる必要があります。

②業務改善助成金の抜本的拡充と要件緩和

現在の業務改善助成金は、「賃金引上額・対象労働者数・設備投資要件など、複数の条件を同時に満たす」必要があるうえ、「事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以上」「助成対象設備は交付決定後に導入しなければならない」「設備投資費用の一部のみの助成」といった厳しい制約が課されています。資金や人員に余裕のない多くの小規模事業者でも容易に申請できるよう、要件を大幅に緩和し、使い勝手の良い制度へと改善する必要があります。

③設備投資を要件としない「賃上げへの直接支援」制度の創設

徳島県が 2024 年に実施した独自の一時金支給事業のような、直接的な支援の再実施が求められています。とりわけ、岩手県が独自の予算で実施している「物価高騰対策賃上げ支援金」は、新たな設備投資を不要とし、賃上げ幅そのものを支援対象としています。この岩手県の事例をモデルとし、「賃上げそのものを直接支援する制度」を創設することが、最も現実的な賃金引上げの支援策となります。

5. 審議を全面公開し、広く国民が関心をもてる運営に改善してください

中央最低賃金審議会は、審議の「原則公開」を 3 年前からおこない、その流れは全国で広がり

ました。しかし、引上額などについて実質的に審議される専門部会では、三者協議以外は相変わらず非公開で行われ、「公労」や「公使」、徳島では異例の「労使」の「二者協議」により実質審議がおこなわれており、議事録も残りません。

県内の労働者や事業主にとって極めて重要な審議を密室で行うことは許されません。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。

以 上

2026 年 7 月 2 1 日

徳島地方最低賃金審議会 御中

意見書

徳島県商工団体連合会
会長 森本 克博

最低賃金引上げの中小業者支援策の拡充を国と県に求めてください

一、徳島県の中小業者の現状

徳島県は、事業所総数 27,662 所（2024 年）のうち約半数（48.5%）が 1～4 人規模の小規模事業者（13,421 所）です。事業所の 84.7%が小規模事業者（従業員 20 人以下）で、中規模事業者（20 人～300 人）を入れると徳島県の企業の約 99%前後が中小企業です。特に、飲食サービス（64.3%）・小売（54.8%）・建設（51.8%）は小規模比率が高くなっています。個人経営の比率（事業所全体の 45.3%）は全国平均より高くなっており、徳島の地域経済は小規模事業者が支えている状況です。そして、人手不足・価格転嫁の難しさ・設備投資の遅れが共通の課題になっています。

○大型店の進出の影響

郊外のバイパス沿いに売り場面積 3,000～10,000 m²超の大型店が多数進出しています。徳島県は、自動車依存度が高いため、消費者が中心商店街より郊外店を選ぶ傾向が強まりました。小規模事業者は、価格競争、品揃え、利便性で大型店に劣りやすく、経営環境が厳しくなっています。商店街は郊外大型店の台頭で地域住民への身近な購買機会の提供が弱まり、小規模事業者の減少は後継者不足と廃業へとつながっています。

○中東情勢の影響

徳島県の中小業者は、中東情勢の悪化による燃料・原材料の高騰と供給不安の直撃を受けています。県内企業の 8 割以上が影響を受けています。影響の内容はコスト上昇、仕入れ困難・需要減退で、特に製造業・観光業・サービス業で深刻化しています。

（コスト上昇が経営を圧迫）

原材料・燃料価格の高騰が最も大きな負担となっています。物流費も上昇し、仕入れ価格の高騰が経営を直撃しています。

（供給の停滞・目詰まり）

石油化学製品（包装材・プラスチック部材など）は 5 割以上が供給停滞の影響があります。建設業では資材不足による操業率低下・納期遅延・受注減少が顕著です。

（価格転嫁の難しさ）

コスト増を価格に転嫁できている企業は約 5 割にとどまっています。小売、飲食は価格転嫁が難しく負担が重くなっています。

(受注減少・需要減退)

物価上昇で選択的消費が続き、売上の伸びは限定的です。

○徳島県の企業倒産

徳島県の倒産件数（負債 1,000 万円以上）は、

2025 年 67 件（前年比＋23 件）、2,000 年以降で最多です。

2026 年 45 件（1～6 月）（前年同月比＋14 件）

特徴は小型倒産（負債 5000 万円未満）が多数。中小零細企業が中心（従業員 10 人未満が約 7 割）。建設・製造・小売の倒産が増加しています。

倒産理由は販売不振が最多理由（33 件）。物価高騰、人手不足、賃上げにより小規模事業者の資金繰りが悪化しています。

○消費税・インボイス制度の影響

小規模事業者は、インボイス制度の実施により、消費税負担の増加、取引条件の悪化、事務負担の増大に直面しています。インボイス登録者も未登録者も経費増や売上減少で利益が減少しています。売上 1,000 万以下の業者はインボイス登録で消費税負担が増えましたが値上げすると客離れが起きやすいので価格転嫁しにくく利益率が低くなっています。

二、最低賃金「1,046 円」への引き上げの影響（2026 年 1 月 1 日施行）

1、人件費負担の増加が深刻

小規模事業者は原材料高騰・光熱費上昇も重なり、コストが増えています。

① 賃上げ対応はすでに過半数が実施。

2025 年 12 月時点で過半数の企業が賃金の引き上げをしました。「最低賃金を下回るため引き上げた」企業が 36.4%と最賃引上げに伴う賃上げです。

② 小規模ほど対応が遅れがち

従業員 10 人未満の企業では賃上げ実施率 44.9%。一方で「最低賃金を上回っているため引き上げない」割合が 33.3%。小規模事業者は賃上げ余力が乏しく、対応が二極化しています。

③ 業種別ではサービス・小売・製造が賃上げを実施。

「製造」「サービス」「卸・小売」で賃上げ実施が半数超。小規模事業者が多い「その他非製造業」は 43.6%と最も低いです。

④ 賃上げはパート中心ですが正社員にも波及しています。

賃上げ対象はパート 70.1%が最多。正社員（一般）も 55.8%が対象となり、企業全体の賃金体系に影響しています。

2、価格転嫁は進んでいるが不十分

価格交渉を行った企業は 61.4%と増加しましたが、「すべて価格転嫁できた」企業は 17.6%にとどまっています。人件費上昇分の価格転嫁が難しい状況です。

3、小規模ほど価格転嫁が困難

従業員 10 人未満では「まったく価格転嫁できていない」が約 1 割。小規模が多い「その他非製造業」では人件費上昇分の価格転嫁が 5 割未満は 55.9%。小規模事業者は最低賃金上昇しても人件費上昇分の利益が作り出されていません。

4、生産性向上のため企業が検討している対策

企業は、生産性向上、賃上げ原資確保のため、業務効率化、諸経費の見直し、価格転嫁、残業削減、省力化設備、IT ツール導入、人材育成強化を実施して、投資と改革をしようとしています。

三、最低賃金引上げ支援策

1、社会保険料の事業主負担分の軽減

人件費が増えれば、社会保険料負担が増えていきます。中小企業の会社負担は給料の約 15～16.5%（健康保険・厚生年金・子ども子育て支援金・拠出金、雇用保険、労災保険、雇用保険）。最低賃金引上げと共に、社会保険料の負担の軽減措置が必要です。

2、業務改善助成金の拡充

業務改善助成金は、最低賃金の引上げと生産性向上の設備投資を同時に行う時に、中小業者を支援する制度です。設備投資要件、賃金引上げ額、対象労働者数などの条件があり、申請書類（計画書・賃金台帳・就業規則・見積書など）を揃える必要があります。小規模事業者ほど申請事務負担が大きく、利用しやすい制度に拡充する必要があります。

3、徳島県の賃上げの直接支援策

徳島県は 2024 年に県が一時金を支給する「賃上げ支援事業」を行いました。今後、連続する賃上げに対して、事業者負担を緩和するため、設備投資の条件のない「県独自の一時金支給制度」が求められています。

岩手県の実施する「物価高騰対策賃上げ支援金」は、設備投資不要で賃上げ幅に直接支援する内容になっています。全国で行われている県独自の予算で実施する支援制度を参考に徳島県の賃上げ支援事業の創設が必要です。

4、消費税減税、インボイス制度の負担軽減措置の継続

小規模事業者にとって、インボイス制度は消費税の負担、事務負担の増加、免税事業者への不利な取引条件（値下げ要求・取引停止）などにより、経営を厳しくなっています。2026 年 10 月からインボイス制度の「2 割特例」や「8 割控除」などの消費税負担軽減措置が廃止・縮小されれば、小規模事業者の苦境が一層深まります。賃上げ政策と合わせインボイス制度の負担軽減措置を縮小せず継続することが必要です。

以上、最低賃金引上げの中小業者支援策の拡充を国と県に求めるよう要望します。

1. 大学生等のアルバイト労働における最低賃金改定の影響

県内4大学の学生・院生に調査

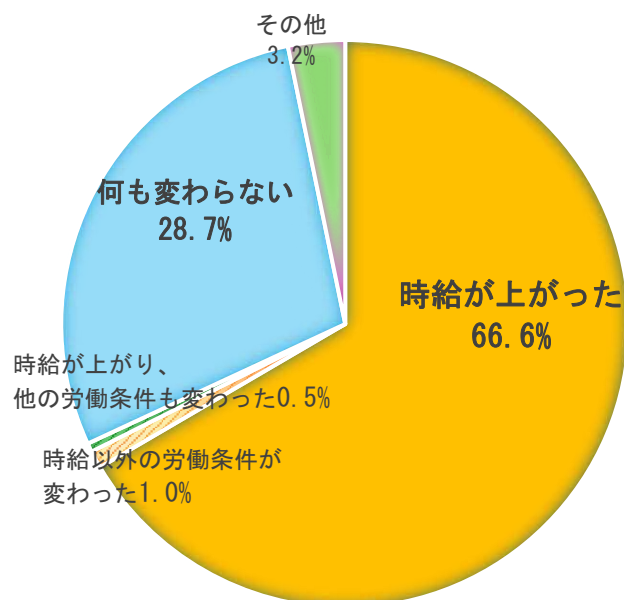
- ・2026年1～2月実施
- ・回答数543人
- ・アルバイト労働しているのは401人(73.8%)

2026年1月の徳島県最低賃金改定
(980円→1,046円)

「時給が上がった」66.6%

※2024年11月改定(896円→980円)

「時給が上がった」62.7%



2. 修学とアルバイト労働

独立行政法人日本学生支援機構「令和6年度学生生活調査」

- ・アルバイトに従事する学生(大学・昼間部)

家庭からの支援のみでは修学が困難 27.1%

授業期間中に週に3日以上従事 47.5% (飲食業 47.7%、販売 28.6%)

3. アルバイトの目的

株式会社マイナビ「大学生のアルバイト調査」2025年5月 (903サンプル、複数回答)

- ・貯金のため 53.7%、生活費のため 34.0%

○山口県立大学学術情報 2018年2月

「アルバイトは適度な労働時間を保つことで、健康面、学習面への悪影響を抑えられる」